

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (21 . 3 定)			
日 時	平成 21 年 9 月 30 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、山口副委員長、千葉・鈴木・成田(祐)・中島・ 齊藤(陽)・佐藤・横田 各委員		
説明員	市長、教育長、病院局長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理 各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、中島委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が成田祐樹委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、北野委員が中島委員に、大竹委員が佐藤委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

佐藤委員

小樽の歴史と自然を生かした地域景観づくり事業について

初めに、補正予算の中から、小樽の歴史と自然を生かした地域景観づくり検討事業費ということで 865 万 4,000 円ほど計上されていますけれども、この事業内容についてお知らせください。

（建設）まちづくり推進室長

今回の補正予算で計上している事業でございますけれども、良好な景観形成につながる取組に対して、国が全額を補助するという制度で、全国でまず 25 か所が選定された事業でございます。

事業内容につきましては、新旧が調和した小樽らしい景観を誘導し、良好な景観を保全するため、屋外広告物と旧国鉄手宮線沿線の整備に関する事業に取り組むこととしてございまして、まず屋外広告物につきましては、現在設置できる大きさ等については、札幌市と政令指定都市以外の市につきましては、北海道の条例に基づいて一律に規制をされておりますけれども、景観行政団体になったものですから、本市独自の条例による規制誘導を行うということで屋外広告物の実態調査、さらには規制誘導案の策定を考えてございます。

それと、旧国鉄手宮線につきましては、特に景観を阻害しているエリアというのがございますので、そのエリアを対象として、旧国鉄手宮線本線と一体となった沿線の空間整備の誘導を図るということを目的としまして、整備計画案とか、整備構想図をつくるということを今計画してございます。

佐藤委員

事業が二つあるということですが、最初の屋外広告物について、今御答弁されたように、札幌市と旭川市と函館市以外は北海道の条例によって、そこで申請しなければ許可は得られないような状況になっているということで、今、政令指定都市というお話がありましたけれども、なぜ小樽市がそのような形で条例をつくらうというきっかけになったのか、なぜそれができることになったのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

今回の屋外広告物の条例に関して、本市が景観行政団体に北海道から認められたということで、政令指定都市と中核市プラス景観行政団体という条件を満たしているものですから、本市で独自の条例を作成することができるということでございます。

佐藤委員

この条例は当然今北海道にあるものを小樽市独自でつくっていくということですが、大体どれぐらいの予定で、いつをめどに独自の条例をつくっていく予定でしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

スケジュールですが、今年度につきましては、議決をいただいた後、業務を発注いたしまして、屋外広告

物の現況調査さらには規制誘導案の作成を考えてございまして、来年度に具体的な条例案を策定していきたいと考えてございます。ただ、先ほども答弁しましたとおり、北海道のほうの条例で現在規制をされているものですから、北海道から権限移譲を受けるということもありまして、北海道との協議等、必要なこともありますので、我々の一方的なスケジュールだけではなかなか示すことはできませんけれども、最短で平成 23 年 4 月 1 日の施行を目途に今作業を進めているところでございます。

佐藤委員

北海道の屋外広告物条例を見ますと、とりあえず新規の広告物に関しての申請ということで認めるかどうかということですが、既に設置されている広告物についてはどのような効力があるのか、その辺についてはいかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

今回、小樽市で策定しようとしている条例案については、委員から御質問のあった更新期間等を含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

佐藤委員

既に設置されているものに関しては、それぞれの会社が目立つように、消費者をぜひ呼び込むためにということで設置されているものだと思いますが、それが小樽市にとっては、イメージにそぐわないものの中には出てきているということで、この屋外広告物条例については、それはそれでぜひ新しくつくっていただきたいのですけれども、今ある広告物に関して、どういう形で規制なり変更というものをしていくかということもあわせて、すぐにやっってくださいという話にはならないと思いますが、その辺もぜひ研究していただきたいと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

（建設）まちづくり推進室長

現在設置されている屋外広告物につきましては、先ほど課長から答弁いたしましたように、屋外広告物の更新の時期がありますので、その時期に何とかお願いをしていきたいと思っておりますけれども、今、北海道の条例で動いている部分につきましては、あくまでも大きさとか高さとかについての規制なものですから、小樽市で新しく条例をつくろうということで考えております内容につきましては、今、委員からもお話がありましたような色彩とか形状などの部分についても、何とか小樽市独自の案をその中に盛り込んでいきたいということで考えており、どこまでその更新時に御理解を得て、それなりの更新が図られるかというのは難しい部分もありますけれども、条例をつくって施行していく段階で、申請者あるいはその設置者と協議をよくさせていただいて、何とか御理解を得ながらいい方向に進むように努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員

それともう一つの事業で、旧手宮線沿線にかかわる事業の調査ということですが、この対象範囲について、どこからどこまでが調査の対象なのか、先ほどの説明の中で景観を阻害しているというお話もありましたけれども、例えばどういうものなのかということも含めて、その範囲と具体的にはこういうものというところがあればお話しいただきたいと思っております。

（建設）まちづくり推進課長

特に景観を阻害しているエリアについては、具体的には道路調査がございまして、道路調査が旧手宮線を挟んで山側の一画に、建物で言うと 33 件ほどあるのですけれども、その一画の中には既に倒壊している建物や、俗にいう空き家となっている家屋が非常に多い区域がございまして、その区域を意識して整備計画を策定したいと思っております。

佐藤委員

旧手宮線に関しては、前にいらっしゃる山口委員が専門家の方ですけれども、ぜひ手宮地区に関しては、やは

り観光という観点からも再開発が望まれている地域でありますので、一つずつプロセスを踏んでいながら、何か小樽市の財産になるような形で改めて再構築していただきたいと思います。これは要望ですので、御答弁は要りません。

公営住宅最適改善手法評価取得業務について

同じく補正予算に計上されている市営住宅改善事業費の中の公営住宅最適改善手法評価取得業務、道営若竹団地 2 号棟について、私も本年の第 1 回定例会の予算特別委員会の中で、この若竹団地に関しましては質問をさせていただきました。その中で当然北海道との協議を進めながらしていかなければならない事業ということで、その進ちょく状況を聞いたのですが、そのときの予算特別委員会の議事録をちょっと拾わせていただきますけれども、この計画自体が平成 21 年度の途中で北海道から小樽市へ移管できますという協議が決まった時点で、21 年度中に補正予算を組んでも事業が進めるのでしょうかと、そういう考えはありますかと質問したところ、当然そういった状況であれば、補正予算等また地域住宅交付金事業を申請するために北海道と協議する中で、年度末ですと申請の期限に間に合わず、22 年度事業ということになりますので、その段階で判断しながら対応していかなければならないと考えていますという御答弁をいただきました。それで、この補正予算に今言ったような事業費として 750 万円が計上されているということなのですから、簡単にわかるよう説明していただけないでしょうか。

（建設）白川主幹

公営住宅最適改善手法評価取得業務の内容についてですが、今、道営住宅であります若竹団地につきましては、事業主体変更をする予定になっておりますが、建物を改修して活用したいと思っております。その改修につきましては、地域住宅計画上、全面的改善といひまして、内装とかをほとんど作りかえるような工事を予定しておりますけれども、その工事をするに当たりましては、この地域住宅交付金の交付を受けるために、公営住宅最適改善手法評価を条件ということにされておまして、これについては評価をする機関が幾つかございますが、そこに構造の安全性とか、避難の安全性や、改修するに当たっての費用対効果などの資料を出しまして、それらの内容が最適であるという評価を受けてそのように進めるという手続になっております。その評価を受けるための申請業務、その申請のための資料作成を今回この委託の中でやっていきたいと思っております。

佐藤委員

取得に関しては、一般的に大体どのぐらいの期間が要されると考えられるのでしょうか。

（建設）白川主幹

委託期間は 3 月中旬ぐらいまでを考えておまして、その中でこの評価機関との協議を含めて申請書のまとめ、それから申請業務をし、それで評価を得るところまでをやっていきたくと思っております。

佐藤委員

今、議事録の内容について、確認いたしましたけれども、その第 1 回定例会以降の北海道との協議内容に何か特に進展があれば、簡単に結構ですので、お話いただければと思います。

（建設）白川主幹

以前の委員会のおきにも説明したと思うのですが、若竹団地の 1 号棟と 2 号棟の道営住宅の住戸の内装材の一部にアスベストが含有されているということが確認されまして、その処理の方法と処理をする費用負担などについてこちらで北海道と協議しておりました。また、それとあわせて、大きく耐震補強工法、それから工事の時期、あとまた北海道からの支援などについて協議をしてきておまして、それらについてもあの建物は区分所有の建物ということで、最終的には区分所有者の方々の同意が得られないとすべて進めることはできないのですけれども、おおむねのスケジュール等についても北海道と内容を詰めてきているというところでございます。

佐藤委員

第 1 回定例会以後、区分所有者の説明会を開く予定という御答弁をいただいていたけれども、区分所有者の説明会というものは開催されたのでしょうか。

（建設）白川主幹

本年の 7 月 8 日に区分所有者の 7 名の方々に集まっていただいて、主に耐震補強工法の説明をいたしました。幾つか工法がございまして、その中で区分所有者の方々に負担をかけない工法ということで検討したものを説明させていただきましたけれども、それにつきましておおむね皆さんから御了解をいただきました。その後、個別のいろいろな事情もございまして、個別に何回か説明しておりまして、皆さんからこの耐震補強についてはおおむね御賛同いただいている状況でございます。

佐藤委員

区分所有者との協議に関しては、まだクリアしなければならない問題が数多くあると思いますけれども、その問題がクリアされて、なおかつ取得業務の申請がおりた段階では工事が始められると、大ざっぱですけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。

（建設）白川主幹

区分所有の建物ですので、区分所有者から同意という文書が何かをもらわなければならないと思っております、そういうものも早急に詰めて、今、委員がおっしゃるように、作業を進めていきたいと思っております。

佐藤委員

若竹団地に関しましては、建設常任委員会のほうでもまた詳しく聞いていきたいと思っております。

定住自立圏構想について

続きまして、定住自立圏構想についてお聞きします。

今定例会の代表質問で鈴木委員が定住自立圏構想について質問をいたしました。その中で、後志広域市町村圏と北後志定住自立圏との関係はどのような関係になるのかという質問があり、御答弁としては、後志広域市町村圏振興協議会の存続については、構成自治体間の自主的な協議により、現在、構成する 20 市町村において協議会の解散に向けた手続を進めているところであり、本市においても、第 4 回定例会において協議会廃止についての提案をする予定でありますということでした。この協議会を廃止するに当たって、小樽にとって何かデメリットがあるのか、若しくはメリットがあるのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

（総務）企画政策室長

小樽市に対してデメリットがあるのかということなのですが、広域市町村圏自体が昭和 45 年ぐらいからの高度成長期に対する定住というか、そういう人口増加の対策として全市町村が広域圏を構成しなさいということで、日本全国の市町村が大体 10 万人程度を目途として圏域を組んでやってきた施策であります。今、人口減少社会になってきて、今度は自主的にということで、ちょっと方向転換したのですが、もともとは広域市町村圏計画策定要綱というのがありまして、それが本年 3 月 31 日をもって廃止されたことから、広域市町村圏計画に事業を乗せていけば、まちづくり特別対策事業として地域総合整備事業債の発行が認められることになったものですから、いわゆる地総債と言われているのですが、その事業自体が大体充当率 75 パーセント、特別分の 15 パーセントを足して 90 パーセントの充当率で、元利償還金に対し交付税措置されますので、大体 55 パーセントぐらいの交付税が入ってくるような形になっておりました。それが平成 14 年に地総債が廃止されてからそのメリット自体が薄れてきており、小樽市としても有利な起債なものですからいろいろ地総債の事業として、かなりの投資的な事業をやってきたわけなのですが、そのメリットも薄くなってきたものですから、当然、要綱の廃止に伴って 20 市町村でどのようにするかということで春から協議していたのですが、やはりもうそういう大きいメリットもないということで、廃止の方向で今事務的に検討しております。協議会の設置自体に議会の議決をいただいているものですから、廃止についても第 4

回定例会で廃止する議案を出していきたいと思っています。

ちなみに、デメリットは、今まで計画策定経費の一部に特別交付税が少しついていたものと、それから特定の事業に対しても一部特別交付税を認められていたのですが、特定事業も今はやっていないものですから、そこでデメリットはないのではないかと私は思っております。

こういうふうに住立自立圏のほうに移行して行って、今度はそちらのほうで少し広域的な事業をやっていければ、小樽のまちにもいろいろ周りの人に集まっていただいて、活気あるまちになっていければと、そういうような感じで住立自立圏を進めていこうということで、広域市町村圏から住立自立圏に移行してきたという感じでとらえていただければと思っております。

佐藤委員

昨年の第 3 回定例会の代表質問で小樽は観光に力を入れていくということで、観光都市宣言が実現しようとしてますが、時間消費型観光への移行を目指す本市として、国の補助事業である観光圏整備事業を活用した事業を展開できないのかというような提案をさせていただきました。今回、住立自立圏構想に関して、後志は小樽市を入れて 6 市町村ですけれども、このときの観光圏整備事業に関してはとりあえずニセコとか、そのほかの町村とタイアップして、それで観光圏を整備して小樽に観光客を引き入れるという事業を何とか小樽市もやっていただけないかというような提案をさせていただきました。

今回は北後志 6 市町村ということですが、このときの状況と明らかに変わったのは、国道 393 号が開通して、倶知安、そして羊蹄山ろく方面への時間が短縮されたということがあります。この住立自立圏構想は 6 市町村だけで終わるのではなくて、例えば新たに後志管内のほかの町村と共生ビジョンというものを作成しなければならぬということもありますけれども、そういうような新たに今度は今つくっていただいた住立自立圏構想は北後志というごみの関係でその辺はコンセンサスがとれているからということでもつくりましたけれども、新たにもうちょっと広がった住立自立圏構想を観光という観点からつくっていくというようなことはできないものかと考えておりますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

（総務）企画政策室長

委員がおっしゃるとおり、たしか昨年、観光圏整備法ができたときに、北後志の 6 市町村の担当に連絡して、何かできないかということで打診をしてみたことはあります。それは観光圏整備法の仕組み自体が、事業をやるのが民間の観光業者ということで、大体標準事業費が 2,500 万円ぐらいだったものですから、4 割の国庫補助があったとしてもなかなか負担するのが難しいのではないかと、ちょっと宙に浮いて、もう少し考えさせてくれということで手を引いた経緯はあります。今こういう住立自立圏ということでやっていった場合に、おっしゃるとおり国道 393 号が開通して、ニセコ、倶知安などが近くなりました。赤井川村もあちらのほうと交流を進めようとしていますし、今、倶知安のほうで考えているのはひらふとかキロ口とかルスツなどのスキー場がありますけれども、あの辺を一体として何か共通リフト券でやっていくというようなことを考えているようなのですけれども、そういう取組と、もう一つ、オーストラリア人が長期滞在するものですから、小樽に来られないかとか、いろいろ考えているようなのです。そういうことを考えますと、やはり観光というものは、小樽の観光と後志のニセコのほうの観光はちょっと形態が違ふといいますが、見る観光と体験する観光と違うものですから、競合しないとは思っています。そういうことを考えますと、もしも観光という切り口で広域化を図っていけるというものがあるのであれば、この住立自立圏の圏域を広げて行って、メリットを共有するというようなことは可能ではないかと。ただ、手続的にはちょっとまだ同じことをやり直さなければならないという煩わしさはあるのですが、メリットのほうが大きかったらそれは考えていくことはやぶさかではないと思っております。

佐藤委員

北海道に来る観光客には、新幹線がどうなるかはまだわかりませんが、後志でさまざまなメニューがある

中で時間を費やしていただき、後志の中で動き回っていただくということが新たな模索というか、モデルとしてできれば、小樽にとってはこれ以上のメリットはないと思います。どう考えてもこの後志圏の中で一番大きなところは小樽ですから、ぜひ後志各所で遊んでいただいて、小樽に泊まっていたら、できればそういう人が集まる場所には、当然札幌からも人が来るでしょうし、そうすると鈴木委員が言っていた乗り合いタクシーの件も、ではやってみようかという話にもなるかと思しますので、その辺はぜひ今後の検討課題として考えてみていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（総務）企画政策室長

切り口を観光ということに絞って広めていくというのは、検討課題として考えていくべきことかと思っておりますし、後志のほうにも少しどのような考えを持っておられるのか聞いてみたいとも思いますので、今後の検討課題として出させていただきます。

鈴木委員

高齢者に対する市民福祉について

代表質問でもう少し聞きたかった市民福祉につきまして伺います。

小樽市は、御答弁の中にありましたとおり、高齢者の人口は 30.5 パーセントということで、大変多くの高齢者を抱えております。

その中で、まず、今回の御答弁の中に、本年 7 月に高齢者の見守りネットワーク会議を立ち上げ、8 月の広報誌でも高齢者の見守り活動について特集をしたところがございますというくだりがあります。この見守りネットワーク会議の内容とそれから広報で活動を集めたところのポイントを教えていただけますか。

（福祉）地域福祉課長

まず、高齢者の見守りネットワーク会議なのですけれども、御承知のとおり、高齢者の数が増えており、高齢者世帯の数もかなりの率になっています。それと、我々のほうに高齢者が自宅等で急変した場合に、どのような対応をしたらいいのかという問い合わせもあったり、あと警察の話では孤独死も増えているというような状況もありまして、何らかの対策をしなければならぬといったところです。まず小樽市としては、異変があった場合には、市内に 3 か所ある地域包括支援センターで一括して連絡を受け、対応していくということで、当然夜間とか休日は警察のほうにはなりますけれども、そういったルールを決めさせていただきました。その次に、大事なことはまずもって見守りということで、地域、事業者、あと市の事業等と三つのうち、基本は地域ということで、町会や老人クラブ、民生委員等々にいろいろと相談を申し上げて、そういった活動にも御賛同いただきました。もう一つ事業者にも新聞、郵便、検針とか乳飲料の配達等々、そういった事業活動の中で各家庭を日々回っているということがありますので、そういった方々にも異変があった場合の対応なり発見というのですか、そういうことも事業の中で協力していただけないかと、そういう形で動いて御理解をいただきました。

そういった経緯があって、そのネットワーク会議をやるうということになったのですけれども、もう一つとして、先ほど言った市の事業の給食サービス、それからふれあい収集等々あるのですけれども、今年から高齢者への給食サービスを拡大しようということになりました。これまでボランティアがいる地域のためのサービスの提供でしたけれども、これは事業者による個別配食もやっていき、全市に広げ、なおかつ、高齢者同士のグループでの利用も認めようということで、相互見守りなり、そういう活動に広げればということで拡大をしている状況です。そのような調整をした中で、7 月 22 日に、地域とか町会、老人クラブ、事業者、それから関係機関等々の皆さんに声をかけて、そういった活動の方針なりルールについて御理解いただいて、これからも適宜集まって意見交換等々もしていこうと、もっと広めていこうということも含めて、会議で理解いただいたということが、ネットワーク会議の内容であります。

あと、広報誌の 8 月に特集したことでございますけれども、見開きで、今言ったような内容を紹介しているのですけれども、市民にわかりやすく、異変があったときの対応マニュアルとして写真つきで、今言ったように、包括支援センターの担当区域とか電話番号、それとあと給食サービスの利用方法等も紹介しながら、実際配食ボランティアをやっている写真を添えて、特集して呼びかけたという内容になっております。

鈴木委員

代表質問の後段のほうの御答弁の中に、地域包括センターがありますということですが、平成 19 年 1 月に市内 3 か所に設置されましたが、まだまだ認知度が低いため事業内容等を含め、積極的に周知を図るとともにというくだりがあります。今、この地域包括支援センターに関して事業内容、まだ周知されていないという部分はどうかをお考えなのですか。

（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターの事業内容ですが、四つの柱がありまして、一つは介護予防事業であります。二つ目は権利擁護事業、三つ目は包括的支援事業ということで、困難なサービスに対する支援をしていく事業、四つ目は、総合的な相談窓口としての事業がございます。市長の答弁でもありましたように、包括支援センターがまだまだ認知されていないということは、実は平成 19 年 1 月に開設されまして、包括支援センターというのはどういうものが市民に周知されていない。中身についても予防事業のほうは成功して事業を行っている実情がありますが、なかなか総合相談窓口としての市民の認知度が低いというように感じております。

鈴木委員

昨日もいろいろな形で高齢者に対する見守りについて質問した会派がありました。私もそうでありまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには地域全体で見守り、優しいまちとしてやはり高齢者を大事にしていきたいという思いはどの会派も同じと思っております。

そういった中で、一番難しいと思うのは、市がどこまでその線引きをするといいますが、地域包括支援センター、市がありまして、それから町会、民生委員、いろいろな部分で高齢者にかかわる切り口があるのですけれども、市としてはどういった分担をお考えですか。

私は質問の中でかわりに手続とかそういうこともやってくれというふうにもお願いしたわけですが、なかなかそこまでは難しい、逆に言えば、包括支援センターのほうに行き、相談窓口があるからそこでしっかり相談してくださいという御答弁をいただいたのです。小樽市として今言ったすみ分けというのですか、それはどうお考えで、今後はどうなのでしょう。難しいですか。

（福祉）地域福祉課長

明確にきちんと答えられるかどうか自信はありませんけれども、今後の行政運営をしていく中で、何でも行政が担うというのはなかなか難しいという部分がありますので、そういったことで、当然市民の御協力といった部分が大きくなっていくのだろうといったこともあります。

それで、見守りについては、理想としては市内全域を網羅したようなネットワークのみならず、小さな地域でのネットワークというのを広げたいというような部分がありましたけれども、実際、具体的に活動されているのは蘭島の小地域ネットワークだけなのです。これは 10 年続いております。そういった中で、ただ単に、それがなかなかできない、手をこまねいているわけにもいかないということで、市全体を網羅したネットワーク会議というのを立ち上げて動き出したわけなのですが、我々も先ほど言ったように、そういう見守りの基本は地域にあり、やはりふだん日々の生活の中でいろいろと目が届く地域でやっていただくのが一番ということで、今もそういう見守り活動の周知なり給食サービスの拡大なりを地域に行き説明して、意識も徐々に広まってきているのではないかと感じております。

そういった部分で、今そのネットワークについては立ち上げてそういう種をまいていると、そのように私どもは

考えておりました、そういった種が今後徐々に大きくなっていただければ、どんどんいい地域になっていくのではないかと期待をしております。

鈴木委員

今お聞きした内容というのは、要するに昔ですと、町会がかなり周りの面倒も見ていましたが、それが希薄になってきている現在、この見守りネットワーク会議の内容としましては、そういう地域育成ということなのかということをお聞きしたかったのです。結局、市のほうでずっとそういう形で最後まで手を突っ込むというよりは、それぞれの地域、特に町会において、そういったところをもう一度再構築し、しっかりとした横のネットワークをつくっていただくために導入するということであると理解してよろしいのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

そのように理解していただければありがたいです。

鈴木委員

昨日、総務部長の御答弁で、災害のときの避難支援のために個人情報を集めているとのことでした。それで、その方の了解をとって、その個人情報をどう使っていくかということ、今、庁内で検討していると聞きましたが、例えば今の地域包括支援センターとかそういうところとの連動というか、そういうことは何かお考えなのでしょうか。

総務部長

昨日、答弁したのは、防災を切り口とした避難支援なのです。ですから、独居の高齢者の方は仮に災害が起きたときにこういった形で助けるか、必ず避難するときに家族と一緒に声をかけて連れていく人というのをまずは決めて、家の中でどこに寝ている、どこに何があるかまで避難支援プランの中には書くのです。極めて個人情報としては精度が高く、そうなるほどどこまで出していいのだろうかというのが実はあります。けれども、そこまでわからないと支援ができないため、その方が飲んでる薬はいつもここに置いてありますとか、かなり細かい中身になっているため、個人情報を支援者に提供することの同意をまずとりました。それで、私のプランをつくってくださいという了解を得た形で今作成しています。今度はそれをどう利用するかというときに、どなたにでも渡していいですということには、なかなかならないと思うのです。その中で考えていったのが、もちろん助けてくれる人にはそれは渡さなければならないですけれども、町会あるいは今お話のあった包括支援センターとの話というのはこれからしていかなければならないだろうと思います。もちろん御本人たちの了解を得ながらやっていかなければ、仮に事故が起きたときに、その扱いというのは極めて重要なことになりますので、昨日もお話がありましたけれども、万が一事故が起きたときにはこれは大変な話になりますので、その辺も十分留意しながら、包括支援センターなども含めてどう使っていけるのか。うまく使えば大変すばらしいものになるという気はしていますので、少し議論させていただきたいと思います。

鈴木委員

生活保護の停止、廃止の措置について

市民福祉についてですけれども、生活保護の点につきまして質問したくありません。よく市民の方から生活保護受給者の生活態度について問題があるのではないかと声を聞きますが、こういう場合はどう対処しているのですかと質問したところ、御答弁では、通常の訪問のほか、現地調査を行ってよく見えています。この指導に従わないときには、場合によっては停止、廃止などの措置をとるとしてあります。この場合によっての場合というのを教えていただけませんか。

（福祉）生活支援第1課長

生活保護者に対する対応なのですけれども、中には問題のある方がいるということで、私どもは通常の定期訪問のほかに夜間も訪問し、また家庭や関係先を調査しています。それから、通報があつて、例えば飲食店とか、パチ

ンコ店、そういうところに行くこともあります。

そういう中で、子どもは生活保護の制度上認められていないような場合、それからやってはいけないことについては、やはり厳しく指導します。文書等で指導した中で、それが改善されないと、当然やはり生活保護法上の指導に違反するということで停廃止をします。基本的には指導によって、それが改善されるのであれば、停廃止にはつながらないのですけれども、それを何回も繰り返すような場合であれば、処分しなければならないということがあります。

鈴木委員

先ほど言ったように受給者がこういうことをやっているが、どうなっているのという具体的な苦情が来るわけです。そういったときに今言いましたとおり、やってはいけないということが、例えばパチンコ屋にいるのがいけないと言う方もいらっしゃいますし、何か明確に基準がわからないのです。たぶん行ってはいけないわけではないのですが、そういうふうに、一般市民の方も誤解をされているという中で、本当にやってはいけないということがわからなくて、これではだめじゃないということもあるのですが、そういうことを具体的に一つか二つ教えていただけませんか。

（福祉）生活支援第 2 課長

具体的にどういうことがだめでどういうことがいいのかという御質問かと思いますが、生活保護法の中でパチンコをやってはだめとは書いていないのです。規定を読みますと、結果的には最低限度の生活を保障するために、その自立を助長することを目的とするということが大きな部分なのです。それと同時に、自分の持っているすべての利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として保護することが第 4 条で決められているのです。ですから、それを受けて、第 60 条でも、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならないという部分で、実に抽象的な言い回ししかされていないということが実態なのです。

その中で例えば車の保有であるとかそういう部分については、まだ生活保護法上は生活用品という見方をしておらず、いわゆるぜいたく品という見方なのです。ですから、車を自由に乗り回しているとか、あるいはパチンコやっちはいけないとは言っていませんけれども、現実的に毎日のようにパチンコに行っていることはいいのかということになると当然程度の問題もあるのでしょうかけれども、世間の皆様の御意見等から見ますと、当然それは規制されるべきだろうと考えられるわけなのです。ですから、その辺については、月に 1 回のパチンコがいいのか、2 回はだめなのかと、そういう明確なものを示すことはできませんけれども、やはり市民のほうからこういう生活実態があるのだけれども、どうなのだろうという問い合わせが来た場合については、やはり生活保護の趣旨等から見て、適切なものかどうかの確認は必要だと思います。それに基づいて調査した結果、車を自由に乗っているということであれば、当然それは規制することになりますし、それに従わなければ保護の停廃止という事態も出てくると思います。それは個々の事例によって大分変わってくると思いますので、一般論的な部分として明確な基準として今は示すことはできないのですけれども、一応趣旨としては、そういうことだということで御理解いただきたいと思いません。

鈴木委員

原則論ですから、それはわかるのです。私が今聞きたかったのは、例えば市民に聞かれた際に、小樽市ではこういうところでちょっと限度は設けているとか、指導の対象にしているというところを聞きたかっただけで、そういうのがもしあれば、例えばこら辺に抵触するのでたぶん指導は受けるのではないかと、それはまずいのではないかとことを知らせることができると思ったのです。全般的に今のおっしゃることはよくわかっています。ただ、指導をするという書き方をしているわけですから、ではそこはこんな基準で自分たちはやっていますということがあればと教えていただきたかったのです。

（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護につきましては、御存じのとおり、国の法定受託事務でございますので、小樽市独自で規制を設けているということはありません。当然、北海道からの指導もございますので、個々の事例に応じて判断をさせていただくということで、特にマニュアルであるとか基準みたいな形での取決めというものは小樽市にはございませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

鈴木委員

わかりました。たぶんこれ以上聞いても基準も出てこないと思います。どう市民の方にお答えしていいのか、私のほうもちょっと困った部分はあるのですけれども。

次の質問に移ります。

小樽の雇用状況について

今、小樽市内を歩いていますと、本当に働くところがないということで、特に若い方からは会うたびに仕事ないですかと聞かれています。実際、大変な状況と思いますが、今の有効求人倍率と、求人者数、そして求めている企業の数、就職する数をお知らせください。

（産業港湾）産業労政課長

市内の雇用状況についての御質問でございますけれども、一つにはそういった指標といたしまして、有効求人倍率というものがございます。これはハローワークが公表しておりますが、小樽管内の数値といたしましては 0.35 倍となっておりますが、その内容といたしましては、職を求めている求職者数が、月間ですけれども 3,875 名ございまして、そのうち求人数が 1,363 名ということで、割り返すと 0.35 倍ということで、依然厳しい状況が続いていると認識しております。

鈴木委員

第 1 回、第 2 回定例会におきまして、緊急雇用創出事業というのを小樽市のほうでやっていただいております。今回も 41 名の緊急雇用創出事業が補正予算でついであり、総計 115 名の雇用を生み出しているということになるわけですけれども、小樽の求人数が 7 月は 1,363 名となっておりますので、全体数の約 1 割ということになっております。今後とももっと進めていただきたいという結論になるのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に今、仕事がないという状況で、本来、市が創設する仕事がメインではなく、個々の企業に生き返っていただいて、やはり頑張っ景気をよくするというのが基本ですけれども、何とかそういうことに寄与したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしますということで終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

観光客動態調査アンケートについて

初めに、観光について若干伺いたいと思います。

先日、平成 20 年度の小樽市観光客動態調査アンケート集計表を拝見させていただきました。ここで一、二点、お伺いしたいと思うのですけれども、以前から小樽に観光にいらっしゃる方には、リピーターが多いということで話は伺っております。今回のアンケートの調査を見ましても、4 回以上小樽にお越しになった方というのが、道内観光客の中で 70 パーセントを超えています。また、道外の観光客でも、2 回以上の方を含めると、半数以上が複数回小樽に来たことがあるとアンケートでお答えになっているのですけれども、この要因というのを小樽市としてどのように受け止めているのかということと、それを受けて、今後のリピーターに対する観光の課題というものをどのようにお考えか、お聞かせ願ひしたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回の観光客動態調査におけますリピーターの関係でございますけれども、委員がおっしゃられたとおり、道外客でも半数以上がリピーターという形になっております。そして、この要因といたしましては、いろいろなことが考えられるとは思いますが、まず旅行会社の商品においては、やはり道央圏を中心とした旅行商品を考える上では、小樽はコースの中で外せないような位置づけだという声も聞いておりますし、あと今回のアンケート調査の中で市民、観光客の皆さんからお聞きした声の中では、見る場所が小樽は多いものですから、一、二回ではゆっくり見られない、次回も来てみたいというような御意見とか、今回は団体旅行で、時間に余裕がなかったので、次回はプライベートでゆっくり来てみたいとか、あと東京から知人宅に泊まって小樽、札幌を散策している、小樽のリピーターというのを自認しているというような方の御意見もございますので、こういう意味では小樽の持つ観光のポテンシャルの部分で2度3度来たいというような意欲をかき立てる状況になっていると考えております。

千葉委員

リピーターの方の数字見て思ったのですけれども、やはり道外の観光客の方が、小樽市に4回以上も来るというのは、私たちが本州に4回行く場所というのはそうそうないと思うのです。たとえそれがツアーの中に含まれていても、なかなかそういうことはないということで、非常にその辺についての詳細な分析というのは、単にツアーの中に小樽が含まれているから多いということだけでもないと思っていますので、その辺の分析についてもこれからしていただきたいと思っています。

その中で、小樽を選んだ理由ということで、いろいろこの中にもあるのですけれども、口コミとか、雑誌などを見てということで、3.6パーセントの方がホームページを見て小樽に来たという回答をされています。非常にホームページも充実してきていますので、さらに充実をお願いしたいところなのですが、この中で以前に来てよかったからという回答が3割を占めているということで、何が良かったのか、その辺の意見や内容についてわかっていることがあれば、教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

小樽を選んだ理由の中で以前に来てよかったからというところの御意見でございますけれども、先ほど言った部分などもその一つかと思うのですけれども、そのほかに、例えば食べ物関係で非常に寿司屋が多いのに驚いた、食べ物もおいしかったというような御意見などもございますし、観光地については、例えば歴史的建造物などをゆっくり回りたいというような御意見などもございますので、こういうまちの雰囲気や、市民を含めてですけれども、ホスピタリティという部分で思いが伝わり、来てよかった、また来たいと感じていただき、再訪していただいているのではないかと考えております。

千葉委員

今お話があったように、食べ物とか景観とかに魅力を感じてリピーターとしていらっしゃる方が多いと思うのです。継続して今、小樽市としてもいろいろなイベントの発案とか、政策が進められている段階ではありますけれども、食べ物に関しては、札幌から小樽に観光にいらっしゃるお客様が多いので、何月に行けば、小樽でこういう食べ物のイベントをやっていると、ぜひこの辺の充実にも力を注いでいただきたいと思っています。

中国観光客の取組について

続きまして、観光に関連して、本年の第2回定例会で質問させていただいた内容から、中国人観光客の取組について若干伺いたいと思います。

今、非常に景気が悪化しておりますが、今日で9月も終わりということで、上半期の観光客の動態がどのような入り込みであったかと非常に気になるところです。9月はシルバーウィークということで、非常に堺町通りなどはたくさんの観光客の方がいらしてまして、少しでも経済効果があればいいということで期待をしているところであります。第2回定例会の中で中国人の観光客に対しての取組について質問させていただいておりますが、7月に

個人ビザが解禁をされまして、国としても中国人の観光客に対する増加が期待するところであります。

御答弁の中で、中国北京の結婚式企画会社に対する本市の結婚式を含めた観光ツアーの企画の売り込みを図っているとお話がありました。その後の経過について教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国人向けの市内観光を含めての結婚式ツアーの関係でございますけれども、こちらの詳しい状況としましては、4泊5日の内容で北京から北海道に入ってきてまして、その後、結婚式をした後、道内観光をしていただく。最後は、東京のほうに戻りまして、北京のほうに帰るという形で、企画会社のほうとしましては9月からの開始で、月2回実施していきたいということで、その後お話がありました。それで、本年度につきましては、お客様の受入れの関係などございまして、結婚式場につきましては、1か所の結婚式場と専属契約を結んだ中で実施していきたいという話になりました。そういう中で、私どものほうからは市内観光を楽しんでいただき、市内の式場又は隣の赤井川村の式場で結婚式を挙げるといような提案をさせていただいていたのですけれども、最終的には赤井川村にある教会で結婚式を挙げていただいて、小樽市については、その式の後、市内観光をしていただくというようなコースになったと聞いております。

それで、9月17日に第1回目ということで1組の受入れがあったと聞いております。いかんせん、始まったばかりなものでございますので、あと個人ビザの解禁といっても、一定の所得条件などがございますので、大量に入り込んでくるという状況にはなっておりませんけれども、こういうような機会以小樽市内を観光で楽しんでいただく中国人の方が増えていただければ、今後も中国に対するPR活動にもなるのではないかと考えております。

千葉委員

8月だったと思うのですけれども、たぶんそのPRのための写真撮影かと思いましたが、ひどい雨の中、夜の小樽のまちで写真撮影をされているカップルがいらしたのです。実際赤井川村の結婚式場で式を挙げられて、小樽を観光するというふうにも今のところ走り出してはいると思いますけれども、何としてもこの小樽に来て結婚式をしたいとか、式場の確保が難しく赤井川村では対応しきれないような方が来れば、小樽での式の可能性も出てくるかと思しますので、ぜひこの取組に関しましても、積極的をお願いをしたいと思います。

もう一点、そのときの御答弁の中で、8月には中国と小樽港を結ぶ定期コンテナ航路を運行している神原汽船が上海中心部に物販施設を開設することから、本市の観光PRにつきましても、効果的な取組になるということで、同社と話し合っていくとお答えをいただいております。その後の話合いの経過について簡単に教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

今、中国の上海にオープンをされることになっておりました物販施設での取組について御質問がございましたけれども、この施設につきましては、中国との間に航路を運行しております神原汽船の関連会社でグローバルジャパンというのがございます。そのグローバルジャパンが上海に全洲貿易という出資をした法人をつくりまして、その全洲貿易が上海市で運営をする物販施設でございます。しばらく開業が延びておりましたけれども、8月8日にこのグローバルジャパンプラザという名称でオープンをいたしまして、市としては実行委員会を組織いたしまして、この施設で市場調査事業を行いたいと考えております。

現在のところ、時期といたしましては、来年2月の上旬を予定しておりますけれども、事業の内容といたしましては、柱が三つほどございますので、説明をさせていただきます。

一つにつきましては、地域の特産品の販売を現地で行いたいと考えてございます。商品の販売につきましては、国内の商品を中国に輸出する場合には、国の承認をいただかなければなりませんので、この承認をいただいた商品というのは現在市内に5品目なり6品目ぐらいございますので、こういった商品を実際向こうに持ち込みまして、販売を行いたいと思っております。

二つ目につきましては、商品登録の済んでいない商品をサンプル商品として持込みをいたしまして、グローバルジャパンプラザのバイヤーと商談を行ったり、あるいはその試食をして現地の志向を確かめながら、将来的に中国の市場で受け入れられそうだという判断がついた場合につきましては、実際に先ほど申し上げました国家の承認を取る手続を進めまして、将来的には輸出をしたいと思っております。

今、御質問のございました観光についての取組が三つ目でございます。現地のほうからは、一定程度の催事スペースを今のところ与えられる予定でおりますので、そういった地場産品のPRのほかに、観光のPRを現地で行いたいと考えております。このグローバルジャパンプラザの施設につきましては、中国人の比較的富裕層を対象にした施設だと感じておりますので、日本に向けての観光客の誘致につなげたいという思いもございますので、物産と観光のトータルで、私どものつくっております観光宣伝物なども持ち込みながら、小樽のPRをしていきたいと考えております。

ただ、現地との打合せが今後予定されておりますので、詳細については今後詰めていくこととなりますけれども、産業振興の立場から観光とも十分連携を図りながら、小樽のPRをこの施設を使いながら進めていきたいと考えております。

千葉委員

本当に中国と小樽の観光に対する取組や、経済にかかわる物産品の販売については、非常に進み始めたという感があります。先ほど1番目に言われた検疫とかも済んでいる五、六品目のものがあると聞いたのですが、その内容については教えていただけるのでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

現在、中国に対しまして商品登録を進め、国家認証をいただけるめどが立った商品につきましては、水産加工品が三つございます。それから、市内の工場で製造されております生キャラメル、これが2品目ございまして、これで五つ。それから、管内の仁木町で生産をされております野菜ジュースが、今、商品登録のめどが立っておりますので、実際に輸出をし、現地で販売できるという見通しが立っている商品でございます。

千葉委員

観光は後志管内との連携が非常に重要だと思いますので、ぜひこれからも取組について、お願いをしたいと思います。

今、御答弁がありましたように、本当に中国人観光客は、ますますこれから増えてくるということで、結婚式の企画につきましては、行政側のほうで情報をキャッチして、いち早く情報を流すことで、実現した企画だと思っておりますし、またその神原汽船と市とのやりとりの中で、本当に中国に対する小樽のPRもこれからできていくのかと、非常に期待するところなのですけれども、今回中国、上海で行われる万博についても若干お伺いをしたいと思います。

来年5月1日から6か月間にわたって開催予定であります上海万博なのですけれども、200の国、地域が参加をして、延べ7,000万人ぐらいの入場者が見込まれるということで、万博史上かつてない規模ということで報道もされておりました。中国としても国の発展をPRするよい機会になりますし、また日本としても中国人観光客、また世界に向けて日本のよさをPRする非常にいい機会ということで私も注目をしているところなのですけれども、具体的に北海道として今回知事のほうからも取組に関してお話があったそうなのですが、北海道としてはどのように取り組んでいくか情報がありましたら、教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

2010年に開催されます上海国際博覧会、いわゆる上海万博のことについてでございますけれども、委員がおっしゃったとおり、会期を5月1日から10月31日まで184日間の日程でございまして、テーマを「ベターシティ・ベターライフ」、よりよい都市・よりよい生活をテーマに上海で開催されます。1日当たりの平均入場者数は、目標

ですけれども、40 万人ぐらいを目標としておりまして、期間中では委員がおっしゃいましたとおり、7,000 万人を目標としていると聞いております。

北海道のほうの取組でございますけれども、この 5 月に北海道知事をはじめとして、経済界、あと観光運輸の関連団体などを含めて北海道の実行委員会が立ち上がっておりまして、北海道の日を設定しております。これは 9 月 3 日から 5 日までの 3 日間になっておりまして、万博の中の日本館というところのイベントスペースを使いましてステージイベントとか、あと多目的の展示のスペースがございますので、これらで北海道の P R などを行っていくという形になっております。

この中で、北海道も広い地域でございますので、五つのゾーンに分けての展示という形になっておりますので、その中の道央地域というのが私たちの入るブースになっておりますので、P R の部分につきまして、このブースなどを使いながら、やっていけないのではないかと考えております。

千葉委員

今御説明をいただいたのですけれども、では北海道を五つのブロックに分けて、市町村が参加できるブース的なものもあるということですが、小樽市も積極的に参加していけるような形で今準備が進められているというふうにご認識してよろしいのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

市としての参加の関係でございますけれども、市単独という形ではなく、今、後志の観光連盟を中心にしまして、上海万博を後志 P R の一つのきっかけにできるのではないかとということで、どのように上海万博に対して取り組んでいくかというのを検討しているところでございます。その中で、私たち、小樽市としても市だけということではなくて、民間事業者を含めた中で上海万博がいい宣伝効果のある部分と考えておりますので、このような機会を積極的に活用しながら、P R には努めていける方策を今後考えていきたいと思っております。

千葉委員

そのようによろしくお願ひしたいと思います。

先ほど財政とか、景気の問題を若干質問させていただいたのですけれども、非常に国も地方財政も厳しい状況が続いております。現在、景気もさらに悪化をしてくているのではないかとと言われておりますけれども、G D P の調査なども見ますと、4 月～ 6 月期で若干、何か明るい兆しが見えたかという一部報道もされておりますけれども、今後は失業率がさらに上がるのではないかと。先ほどお話がありましたとおり、本当に仕事がないという状況が続いておりますし、新政権の方向性によりましては、北海道を支えてきた公共事業関連の凍結が延長をされれば、経済の動向がさらに悪化するのではないかとということで、非常に懸念をしております。

このような不況が続く中で、企業の中では経費をどのように削減していったらいいのか、また一般の家庭におかれましては、何を節約しようかということで頭を悩ませておりますし、その中で国の税金とか、市民の血税がどのように使われているのか、非常に皆さんも大変厳しくなっています。私も市民の方から、これは結構御高齢の方から聞かれることがあるのですけれども、市職員の手当について本当に数十年前はさまざまな手当がありまして、そのことを記憶している方から御質問を受けることがあります。

市職員の手当について

そこで若干職員の方々の手当についてお伺ひしたいと思います。

国家公務員の手当だったと思うのですけれども、5 年ほど前、北海道が公明党の主張で通勤手当につきましては、それまで 1 か月定期の金額で支払が行われていたものが、6 か月に改正をしまして、年間 53 億円とも 55 億円とも言われている経費の節減がされたということをお伺ひしております。

小樽市の通勤手当につきまして、どのような状況か若干お伺ひしたいと思います。単価など支払の要件などありましたらお聞かせ願えますでしょうか。

（総務）職員課長

小樽市の通勤手当の支給基準につきましては、国と同様の支給基準にはなってございません。1 か月定期とバス券で換算し、それを比較しまして、安いほうの額で支給しております。ただ、国にありますような6 か月定期の支給というのは、新幹線を通っている方々とかも結構いまして、そういった部分で効果は大きいかと思うのですが、小樽市でも6 か月定期の導入を検討した経過もあるのですが、結局6 か月分支給した後に、例えば人事異動なり、病気で休んだり、退職したりとかそういったことで手当を戻入するという事務手続きがかなり煩雑になるものですから、それは今、導入していないということでございます。

千葉委員

今回わかったのですけれども、回数券で算出しているということで、一般企業で通勤手当を出しているところというのは、大体3 か月定期とかそういう金額で算出しておりますので、一步踏み込んだ通勤手当の支給の仕方という感想を持ちました。ちょっと冒頭触れましたけれども、国も地方も財政を取り巻く環境は、非常に厳しいということで、このような背景もあって、先般総務省から事務次官名で全国の地方自治体に対しまして地方公務員の給与改定に関する取扱等について通知がされたと同っております。この内容についてと、国の給与の改定について、今までの経緯などわかりましたら教えていただけますでしょうか。

（総務）職員課長

事務次官名の通知というのは、人事院勧告のことでしょうか。そうであれば、人事院勧告の内容につきまして、住居手当の関係ということでよろしいのでしょうか。

千葉委員

はい、結構です。

（総務）職員課長

住居手当の関係で申しますと、まず今回の人事院勧告で出された内容につきましては、国のほうで持家手当が今まで5 年間に限り2,500 円支給されていたのですが、それが廃止ということになっております。経過としましては、平成 20 年度の人事院勧告で、21 年度に向けて廃止を検討ということで出されていまして、それを受けたものとなっております。

千葉委員

今、住居手当のお話を伺ったのですけれども、小樽市の職員の方々のさまざまな手当というのが、何を基準にして決められているのかというのを、ちょっとお伺いしてもよろしいですか。

（総務）職員課長

小樽市の職員手当の支給基準につきましては、小樽市独自で基準は持っていないものですから、基本的には国に準じた基準でほとんどの手当を支給してございます。

千葉委員

今、国に準じてというお答えでありましたけれども、本当に小樽市におきましては、財政の再建ということで、職員の方々の給料というのは国以上に削減が進められている状況ですが、今言われた住居手当に関しては、国において廃止することという通知をされているようであります。内容的には地方公共団体においても見直し、検討をされるようにという通知の内容であったわけですが、そこで若干小樽市の住居手当についてもお伺いしたいと思います。この住居手当の支給要件というのはどのようになっているのでしょうか。

（総務）職員課長

小樽市の住居手当の支給要件につきましては、持家手当で言いますと、月額8,000 円の支給となっております。それと、借家につきましては、3 段階ございまして、それぞれの家賃の額に応じて支給されることになっておりまして、これは国と同じ基準になっております。

千葉委員

それでは、住居手当の支給金額を総体的にちょっとお伺いしたいのですけれども、借家と持家に分けて総額それぞれお幾らなのかということと、実際の件数、人数についても教えていただけますでしょうか。

（総務）職員課長

金額につきましては、総体で今年度の当初予算の金額で申しますと、一般会計に特別会計、病院や水道などの企業会計も含めまして、全会計で持家の部分が約 9,980 万円です。それと、借家の部分で言いますと、約 1 億 70 万円とトータルが 2 億 50 万円というのが全会計の予算の年額でございます。

それと、支給されている人数でございますけれども、人数で言うとちょっとわからなくなるので、直近の 9 月支給分で申し上げますと、これも全会計で職員 1,738 名のうち、対象者 1,041 名に持家手当が支給されております。それと、同じく借家の部分で言うと 319 名に支給されております。トータルで 1,360 名に支給されておまして、それぞれ持家で言うと職員のうちの約 60 パーセント、借家ですと 18 パーセント程度、トータルで職員の 78 パーセント程度が住居手当の支給対象となっております。

千葉委員

今回通知を受けまして、小樽市ではどのように進めていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

（総務）職員課長

小樽市につきましては、8,000 円という金額が道内他都市の平均的な金額を参考にして決められてきた経過がございます。ただ、先ほど申し上げましたように国と支給基準が違うということで、北海道からは以前から指摘があるということがございまして、今回の人事院勧告なり、昨年的人事院勧告の内容を受けまして、職員組合に対しましては、本年の 1 月及び 9 月に廃止について提案はしてございます。ただ、私どもも職員の給与の独自削減というのがかなり大きいものになってございますので、その辺と、支給される職員が持家で言うと約 6 割程度に達している状況ですから、十分に検討しながら、職員組合と協議していきたいと思っております。

千葉委員

本当に新政権では徹底して無駄を廃していくという方向性もあるので、見直しは避けられないのかと思う一方で、やはり先ほど来よりお話がありますとおり、小樽市では給与の独自削減をしているということで、非常に職員の方々にも痛い思いをしていただいているということもあります。その職員組合の方々のお考え、また市の現状とか、市としての考えもしっかりと含めて、また一番重要なのはやはり市民感情とか、市民の目線に立った話合いが必要だと思いますので、十分さまざまな要素を考慮して、慎重な話合いを進めていただきたいと思います。

生活保護の住宅扶助について

通告しておりますので、一、二点、生活保護について伺いたいと思います。

生活保護の中で、住宅扶助について 1 点お伺いしたいのですけれども、引っ越し費用について、当然、生活保護受給者の方々が引っ越しをされるというケースはあると思いますけれども、この引っ越し費用に際して、必要とされる費用が支給される条件について教えていただけますでしょうか。

（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護世帯の転居に対して、いわゆる引っ越し費用の支給についての御質問ですが、引っ越し費用についての特別な条件はないのですけれども、引っ越しに際して敷金を必要とする場合についての基準がありまして、引っ越し費用についてもそれに準じているという状況になってございます。実際の実施要領の中で、具体的な事例ということで 16 個が羅列されておまして、その中のいろいろなケースがあるのですが、例えば居住地のない入院患者が退院に当たってアパートを新たに借りる場合であるとか、あるいは保護申請時に基準の金額を超えた家賃のところに入居している方が、保護申請後に基準以内の家賃のところ転居する場合、あるいは今住んでいるところが火災によって住めなくなった場合であるとか、老朽あるいは破損によって居住に耐えなくなった場合、あるいは病気療養

上著しく環境が悪い場合とか、そういうような形で、それに当てはまる場合につきましては、事前に御相談や申請をいただいた上で、支給をしております。

千葉委員

今、小樽市内には、かなり老朽化したアパート等がありまして、転居を強いられる生活保護受給者の方がいらっしゃるのですが、そういうケースにつきましては、大家と入居をしている当事者が話し合いをして、しっかりと引越すための代金とか敷金とかを用立てしてもらい進められるのが通常であると思っておりますけれども、ちょっと市民の方からの相談で、先ほど鈴木委員のほうからもいろいろな基準について御質問がありましたけれども、本当にここ数年の間に何回も引っ越しされている方がいるということで、それはどうなのだという事で御質問を受けた経緯があります。例えば過去 5 年間に 2 回も 3 回も引っ越しをされているケースというのは、実際にあるのかどうか、把握されていますでしょうか。

（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護世帯の転居につきまして、特に件数等統計はとっておりませんので、実際はわかりませんが、記憶の中ではこの 3 年間に 5 回とか、転居をすることが生きがいであるかのような人が実際にはおります。そのすべての転居について費用を出しているかというところではないということで、御理解いただきたい、あくまでも引っ越しに際して費用を出せるケースというのは、先ほど言った中の実施要領で定められている 16 個の理由に当てはまるかどうかということと、事前に相談をいただくということを要件にしております。転居した後でここに移ったからという状況ではもちろん相談はなかったことであり、もっとも費用をかけないで転居しているのかどうかはわかりませんが、転居済みの場合については費用の支給はしていません。ですから、実際に転居されていることと費用が支給されているかどうかというのは、必ずしも一致していないということで御理解いただきたいと思えます。

千葉委員

今、生きがいだと感じている方については、引っ越し費用は本人が負担をしていると理解してよろしいのですか。

（福祉）生活支援第 2 課長

実際にはどうやって引っ越したかということすべて確認をとっているわけではないのですが、引っ越しをよくする方というのは、引っ越しすることにも余りお金がかからないみたいで、知人の車で運んでもらったというような状況があるようです。実際に転居をしても家賃というのはこちらでも認定せざるを得ないという状況がありまして、家賃の額が変わらないまま敷金のかからないところへ荷物は知人に運んでもらったという、実際には費用かからないということもあり得るのです。いずれにしても市のほうでは費用は出していない状況の中で、被保護者の方が御自分の努力というか、体力で転居されているということで考えております。

千葉委員

今のケースのように、これは国民の税金ですから、費用を出していないということで、そうであるべきというふうに思いますが、実際に今引っ越しする方の中には、しっかりと市から費用をもらって引っ越したと公言する方がいらっしゃるようで、この基準にのっとって支給するとかしないということがきちりと決められているにもかかわらず、私は確認したわけではございませんけれども、実際にそういうケースがあると認識をしております。担当者によって、この方だったら出してもらえたのに、違う方にかわったら出してもらえなかったとか、そういうことが実際にあるとすれば、非常に市民の目から疑念を抱かざるを得ませんし、先ほどお話があった転居に際しての敷金等を必要とする場合にのっとって、職員の対応がされていないとすれば、非常に問題があると思えますので、この辺についてはいま一度関連部署におきましては指導していただきたいですし、先ほどお話があった引っ越しに関連しての細かなデータはないということでもありますけれども、記憶している方も含めたそういう状況におきましては、やはり市としては管理する必要があるのではないかと思います。やむを得ない事情という以外に、例えばそ

の方のわがままで引っ越しする場合がありますれば、状況自体はしっかりと確認をしていただきたいですし、その場合においては管理もしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

斉藤（陽）委員

国の経済危機対策に対する介護施策について

国の経済対策にかかわって、介護の関連施策について二、三伺います。

平成 20 年度の 2 次補正から 21 年度当初、また 21 年度補正と国の緊急経済対策として、一連の対策がとられたのですが、その中の介護関係の施策で主なものをお示しいただきたいと思います。

（医療保険）介護保険課長

国の経済危機対策に対する介護施策についての御質問ですが、まず平成 20 年度の 2 次補正で国としては介護従事者処遇改善臨時特例交付金として 1,154 億円を計上しております。そのうち小樽市には第 1 回定例会で 9,359 万 6,000 円が補正予算で積み立てられております。また、21 年度の当初につきましては、経済危機対策による介護施策の予算は計上しておりません。

次に、21 年度の国の補正であります。1 次補正によりまして合計 7,268 億円を計上しております。内訳としまして、介護職員処遇改善等臨時特例基金に 4,773 億円、介護基盤緊急整備等特例交付金に 2,495 億円を計上しております。小樽市にはこの第 3 回定例会の補正予算で 1 億 1,500 万円計上しております。3 次補正予算の内訳としましては、認知症高齢者グループホームの新設に 3 か所、単価が 2,625 万円掛ける 3 か所になりますので、7,875 万円、小規模多機能型居宅介護の事業所に対しまして 2,625 万円、認知症対応型デイサービスに対しまして 1 か所 1,000 万円、計 1 億 1,500 万円となっております。

また、ちょっと前に戻りますが、第 1 回定例会での 20 年度補正予算の 9,359 万 6,000 円につきましては、この 4 月に介護報酬の加算がありまして、その部分で保険料がはね上がらないように、国では介護保険料の急激な上昇を抑えるために 9,359 万 6,000 円、いわゆる 3 パーセント分の 2 分の 1 の額を交付しております。

斉藤（陽）委員

基盤整備のほうはちょっと置いておきまして、従事者の処遇改善の部分ですが、国では一応 3 パーセントということだったのですが、小樽市での介護報酬のアップ率は、現実問題 2.8 パーセントぐらいで、実際にその介護報酬のアップがどの程度、現場の処遇改善に寄与しているのかという部分について、改めて伺いたいと思います。

（医療保険）介護保険課長

介護報酬の加算が小樽市内の事業所にどの程度反映されているのかということですが、全事業所については小樽市のほうでは把握しておりません。小樽市の指定権限があります地域密着型サービス事業所、例えば市内に 45 か所あるグループホームになりますが、そのうちこの 4 月での加算を申請した件数というのが、15 か所になっております。また、加算の内容というのは実際に小樽市では把握しておりません。

斉藤（陽）委員

その中身について、国の調査等はあるのですか。

（医療保険）介護保険課長

国ではこの加算が介護従事者にどのように反映されているのかという検証委員会を設けまして、この 10 月に介護処遇状況調査というのを各事業所に通知する予定であります。

斉藤（陽）委員

報道によりますと、一般的になかなか介護報酬のアップが現場で反映されていないのではないかと強い声があるように思いますけれども、さらに平成 21 年度の 10 月から実施される新たな処遇改善の施策、これについての大きな枠組みとその実施内容についてお示しいただきたいと思います。

（医療保険）主幹

10 月から実施されます処遇改善交付金の大枠ということですが、これは北海道が設置しました基金に対しまして、小樽市など各保険者がその基金の支払を受けて処遇改善を図ることになります。その流れですが、まず各事業者は毎月介護報酬の請求というのを、国保連合会に請求するのですが、国保連合会はそういう事業費や介護報酬の一定割合、これは介護サービスごとに交付率、人件費の比率で定められておまして、その人件費比率を基に算定したその事業者の必要な処遇改善額を計算しまして、その額を介護報酬とは別に保険者のほうに支払うという仕組みになっております。

斉藤（陽）委員

前回の施策がなかなか実際には従事者の処遇改善に寄与しなかったという反省から、今回はなるべく実際の従事者に賃金が上がるという実感が持てるような形にということで、月額 1 人当たり 1 万 5,000 円を、平成 21 年度から 2 年半の間に実施ということで考えられているのですが、実際小樽市の施設においても、いろいろな雇用形態や就業形態があって、正規の人もいればパートの人や、アルバイト、派遣などいろいろな方がいらっしゃるわけですが、それらの従事者の方の給与が実際に上がるのか、仕組み上からいって、どうなのでしょう。

医療保険部長

今の処遇改善の交付金が実際の介護従事者に渡るかどうか、これはその事業所の経営者の考え次第です。といいますのは、1 万 5,000 円といっていますけれども、1 万 5,000 円をその従業者に渡すためには、それを上回る事業計画を申請しなければ国からはお金は来ません。今までの報酬の削減分が 4.7 パーセントあるわけですから、今回 3 パーセント上がっても、1 万 5,000 円を払える事業者はそれほど多くないと思います。これは私ども具体的に事業者に聞いておりますけれども、半分ぐらいしか行かないと思います。ですから、今回のこの制度というのは、事業者非常に負担をかけている介護処遇改善ですから、本年の 3 月に民主党が出している介護労働者の改善に比べると、半分以下の効果しかもたらしていないわけです。今回政権交代がありましたので、これについて今年度はこのまま基金の造成がなされるわけですから、そのまま行くと思いますけれども、新年度については民主党のマニフェストにもありました 4 万円という額が書かれておりますので、そういう方向で改善がされると思っております。

斉藤（陽）委員

それを今聞こうと思ったのですが、要するに今回、政権交代があって、いろいろな予算が執行停止になったり、あるいは見直しがかかったりしているんで、この施策に対する影響はいかがかという部分をお聞きしたかったのです。後々の施策には影響あるかもしれませんが、今回のこの施策についてはどうなのでしょう。別段今の時点で何か予算が停止になったという話はないのですか。

（医療保険）主幹

この処遇改善交付金は新聞報道ですが、交付される見込みということで出ておりますので、これについては執行されると思っております。

斉藤（陽）委員

平成 22 年度以降については、相当見直される可能性があるということですね。当初 2 年半の事業として今始まっているわけですが、今後については、今のところどうなるかわからないということですか。

医療保険部長

そもそもこの処遇改善の人件費というのは、すべて介護報酬の中に含まなければならないものです。加算とかではなくて、基本的な報酬の中に入れていくべきです。そのことによって保険料が上がる分を国が担保すればいいわけですから、その流れの中で第 5 次の介護報酬改定のときには進んでいくと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

NPO、NGO活動の研究について

昨日の延長線上ではないのですが、政権が変わって、いろいろな制度設計が変わっています。たぶん行政の政策担当者の方も、この民主党の政策集INDEX2009という膨大な資料ですけれども、持ってらっしゃって勉強されていると思いますけれども、基本的に今後、少なくとも4年間は政権を持って改革が非常に進むと思っておりますので、そういう中で自治体のあり方も変わってくるだろうと思います。

こういう中で、小樽市は市民と行政の協働という共生社会、鳩山流にいうと、友愛の社会というそうだけれども、そういう社会の実現を目指すということです。これに、意外と皆さん見落としてらっしゃると思いますけれども、NPO法が、日本では中途半端な形でスタートいたしましたけれども、欧米ではこれが相当な経済活動や雇用の部分も担っています。これがある意味では完成した民主主義の形ということで、私もずっとそういう問題意識を持っておりまして、住民運動について、私も30年やっているわけですけれども、いわゆる任意団体のまま、そのほうが便利なものですから、それでやらせていただいておりますけれども、実は今回どういふふうに変えようかというところを読みますと、特定非営利活動法人NPO支援税制の拡充ということをやっています。官に過度に依存することなく、国民それぞれが公益実現に直接貢献する社会を創造するため、税制で大胆な支援を行います。認定特定非営利法人制度については要件緩和が、なかなか難しいのです。認定手続等の簡素化、みなし寄附の損金算入制度額引上げ、寄附の税額控除制度創設、これは法人税だと思います。支援税制を拡充しますと言っています。所得税の寄附優遇税制については税額控除制度を創設して、現在の所得控除制度と選択制としますと言っているわけです。欧米では今まで言われていたのは、所得税の2パーセントとか3パーセントをNPO法人やNGO法人に寄附された場合、年末調整ではないけれども、要するに基本的には税が戻ってきます。だから、NPOに寄附した場合でも、これは国に納税することと同じ扱いになりますから、全く負担をしないで自分が支持をしている活動に寄与することができるわけです。それが、相当な活力となり、いろいろな社会活動ができるのです。日本の場合、非正規の労働者が大変困っている状況ですが、欧米はセーフティネットがいろいろ張りめぐらされており、そこにNPO、NGOが大変活躍をされております。特に職業訓練とか、そういう場所も含めて、NGOなどがそれを引き受けて、職業訓練をしておかつ職業紹介をして、企業と国を橋渡ししているというわけです。

行政が直接行っているさまざまな分野に、今、官か民かで小泉政権のときには、株式会社にほとんどそれを移行して、指定管理者も含めて、民で担っていただこうとしていましたけれども、これは大変いびつな社会の構造だと思っております。やはり公共サービスなどのパブリックな部分については、官と市民セクターが担うべきです。利益を生まない部分について、株式会社は参入しませんし、もしそういうところに参入した場合は、必ず利益を生むようにやるわけですから、これはやはり制度としては見直しをしないといけないとは我々は思っているわけです。

小樽市の場合は、先ほど申し上げましたように、いろいろなボランティアの方がいらっしゃいます。特に、高齢化率が30パーセントを超えたというような状況で、リタイアされた多くの方が人生の最終章ですから、そういうときに何か社会貢献をして、そして人生を終えたいという善意の方がたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方を組織化して、そして自主財源を持っていただいて、いろいろな活動をしていただく。単に行政の安請け合いで、行政がやるべき事業をやっつけば、それがいいという考え方ではなくて、ちゃんとしていただく。欧米の場合は先ほどちょっと言い忘れましたけれども、大体GDPの7パーセントとか8パーセントをNPO、NGOが担っているわけです。これは自治体などの公共にリンクしているいろいろやられている方もいらっしゃいます。国際的にNGOなんかやっておりますから。日本のNGOなどはほとんど海外のNGOの支部でやっています。だから、社会貢献、国際貢献などは特にNGOの独壇場みたいなものなのですけれども、そういうところで地雷除去を実現させたのはNGOですけれども、やはりそういういろいろな住民の自発的な活動がこれからはどんどん活性化をするよう

な、それを誘導するような法律改正になると思いますので、そういうことを受けて行政が住民と協働と言っていますけれども、今、範囲は狭いですけれども、そういう人工が安上がりだから使おうということではなくて、ある意味では行政のいろいろな政策と一緒に考えて、特に現場サイドをやるわけですから、特に福祉とか介護とかほとんどのところは、NGO がやっているわけです。そこで現場を知っていますから、そうすると政策にフィードバックしたりして見直しをしていくことができるわけです。相当密接な関係を持ってこれからやられるようになっていくと思いますので、そういうことの研究を今からやっていただきたいと思います。これは啓発という意味で申し上げます。感想があれば伺って、本来の質問に入ります。

総務部長

民主党の政策集にちょっと目を通させていただいて、中にNPO関連のことが3項目ばかり大きく出ておりました。今、お話のありました支援税制の問題、あとはNPOバンクという、一つの考え方が出ていました。その辺を少し勉強させていただこうと思っていますけれども、やはり今もNPOなどがまちづくりとか文化団体の分野などで活躍をされている方が、市内にもたくさんいらっしゃいますので、当然こういった動きというのはこれから重要になってくるのだらうと思います。

そういう意味では、市民の皆さんの中にどうやって根づいていくか、地域にどうやって根づいていくかということが、非常に重要になってくるので、今、私どもが進めています例の自治基本条例というのは、まさにそのあたりの出発点ですから、市民の皆さんにこの条例の必要性を一緒につくっていく中で、御理解をいただいて、この条例をつくり上げる中で、市民の皆さんの中からこのNPOなども含めて一体となって進める、今いみじくもありました官とNPOセクターというのか、市民セクターというのか、そういうものと一体となってやれるものは一体何だろうというあたりが必要になってくると思います。もちろんこれから行政だけでやり切るのは大変難しい時代を迎えますので、そういうものを大事にしながらやらなければならないときがまもなく来ますので、勉強というか研究というか十分にしていかなければならないと思っています。

山口委員

ありがとうございます。我々も勉強をして行政といろいろな意見交換をしながら、このことについては進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

小樽がらす市について

昨日質問をしそびれた小樽がらす市ですけれども、今年度、次の観光資源として、まちなか活性化計画でも観光基本計画でも位置づけをして重要視されております旧国鉄手宮線、その場所を使って、冬には雪あかりの路でもあそこをメイン会場の一つとしてやらせていただいておりますけれども、潮まつりという小樽市民のほとんどが周知して、楽しみにしている祭りの期間に、非常によそのまちから見たらうらやましいような場所であり、特に小樽のアイデンティティといえますか、特徴をいつも話している運河に次ぐ、旧国鉄手宮線という場所をイベントの舞台にして、初めてガラスを中心にした、紹介して販売をするというガラスのまちにふさわしい待ちに待った企画イベントが実施され、私はこれを高く評価したいと思います。

ただ、残念だったのは、準備期間が大変短かったと感じておまして、そういう中で大変御苦労をされて、特にこれまでそういうイベントの事務局を担った経験のない産業振興課が大変御苦労をされて、大変天候が悪い中、大勢の市民や観光客が訪れて大成功をおさめられたということで、本当にうれしく思っております。そのことについてこれから細かく伺っていきたいと思うのですが、27社が出店をされたということですが、市内だけでないと聞いておりますけれども、大体、どういうところから、どういう内容のガラス製品が集められたのかということについてまず伺います。

（産業港湾）産業振興課長

今回の小樽がらす市の出店に関する御質問でございますけれども、出店者につきましては全体で27の工房なり

工場などが出店をされました。その内訳でございますけれども、市内からの工房あるいは工場等の出店が 15 ございます。それから、道内からの工房でございますけれども、7 社が出店をし、北海道以外からの出店が 5 社ということで、合わせて 27 社の出店がございました。

主な内訳の内容につきましては、ガラスの場合、さまざまな技法がございます。宙吹きとか切り子などもそうですが、そういったさまざまな技法あるいは技術を持った工房が出てまいりました。例えば東京のほうからは、伝統工芸品の一つになっている江戸切り子が出ました。もちろん小樽の場合ですと、北一硝子とか浅原硝子、深川硝子工芸といった重立った工場なんかも出てまいりましたけれども、そうした形で全国から 27 の出店があったということでございます。

山口委員

これには、東京とか、道外の方もいらっしゃるようで、道内からも小樽市域以外や札幌圏以外からも来ていらっしゃるようなことを聞いておりまして、やはり交通費をもって、宿泊も持って、そして 3 日間も出店をしていただくということになると、私もし業者であれば、ちょっと考えてしまいます。やはり売上げがないと赤字になってしまいますから、そういう中でよくこれだけいらしていただいたと思うのです。天気も悪かったわけで、大変私も心配したのですけれども、売上げ面ではどうだったのですか。

（産業港湾）産業振興課長

これは実行委員会で行っておりますけれども、がらす市が終わった後に、実行委員会のほうでは、出店した 27 社に対して実はアンケート調査をしております。これは私どもが気になっていた、時期的な問題あるいは会場がここでよかったのかどうかということ、それからやはりその事業の成果を判断する場合には、やはり来場者あるいは売上げがどうだったのかというのがポイントになると思っております。そういった部分を勘案いたしまして、事業が終わった後すぐアンケート調査をいたしました。

27 社のうち、回答をいただけなかったところが 1 社ございましたが、26 社のほうから回答をいただきました。その中で売上げについての質問がありまして、今回のがらす市に出店をされ、それぞれの会社の売上げについてどのように評価をされておりますかという質問をさせていただきました。その回答についてでございますけれども、おおむね予想どおりとお答えになられた企業が 46 パーセント、それから売上げが思ったよりよかったとお答えになられたのが 35 パーセントでございますので、合わせて 81 パーセントの出店者の方が予想以上だったと考えておりますので、私どももこの売上げから見ると、まあまあだったというような判断をさせていただいております。

山口委員

3 日間の中で、ばらつきがあるのでしょうかけれども、売上げの平均というのはどれぐらいだったのでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

これに関係いたしまして、アンケートの中で差し支えなければ教えていただきたいということで、売上げについて質問をさせていただきました。ただいまの御質問の中にもございましたけれども、多いところと少ないところがあると思っておりますけれども、平均しますとおおむね 1 ブース当たり 3 日間の売上げでございますけれども、19 万円ということで算定をさせていただいております。

山口委員

私も最近議員になってから休んでいるのですけれども、北海道物産展等に、20 数年間行っていたのですが、大体ガラスというのは物産展で売れないのです。アクセサリーなどで稼ぐということで、おおむね 7 日間やって 100 万円売れたら御の字だと。ガラスの器だけでやると、デパートでも 50 万円も売れない場合が多いのです。結局最近では宿泊、それから旅費も含めて、自前ですすというのが多くて、掛け率も昔は 2 割だったのですが、今は 2 割 5 分ぐらい取るところが多いですから、それでも出店をされている業者がたくさんいらっしゃるのですけれども、そういうことから考えると、3 日間で、19 万円ということは、平均 6 万円以上売っているわけですから、アクセサリー

などを売られた方はもっと売上げがあったと思いますけれども、1 回目であるので平均してそれだけ売れたということは、次につながるというか、次にはもっと期待されて、そういうことになれば、うわさを聞かれてもう少し出店者が来年は増えるのではないかと予測がつくのですけれども、その辺のところについて、来年も出たいとか、もう少し、例えば仲間の業者を増やせるのではないかとというようなお話は聞いていらっしゃいますか。

（産業港湾）産業振興課長

出店者についての御質問でございますけれども、この事業の最大の反省点は、今、山口委員もおっしゃいましたとおり、準備期間が短かったというところでございます。実行委員会を開催したのが5月の末で、事業が7月の末の潮まつりということですから、実質2か月の中で進めてきたわけでございます。私どももその出店者に対する情報というのは、市内のガラス店はわかりますけれども、道内外の工房あるいは工場の情報を持ち合わせておりませんから、実行委員会の皆様から全国にある工房などの情報をいただきまして、電話もさせていただきましたけれども、やはりその準備期間が短いということで、既にイベントの先約がある、あるいはそのイベントに出ていくための商品の確保というものがなくなってまいりますけれども、そういったものが時間的な関係からできないというようなことで、お断りのケースが幾つかありましたので、この準備期間が短かったということは十分反省していかなければなりませんし、余裕を持ってやっていくことで、また出店者の増にはつながっていくかというふうには思っております。

ただ、このアンケートの中で来年度の出店について、もし行った場合についてですが、出店をいただけるかどうかというようなことも質問をいたしましたけれども、再度出店をしたいというのが72パーセント、それから未定というのが24パーセント、それから出店しないというのが4パーセントですから、数から行きますと、26社から回答をいただいたうちの4パーセントですから、1社だけが出店はしないという回答をいただいておりますけれども、それ以外については、出店あるいは検討いただけるという結果が出ているところでございます。

山口委員

今、準備期間の話をお聞きしましたが、これだけ短い準備期間の中でよくあれだけまとめられたと思います。特に、雪あかりの路の場合は、いわゆる民間の委員の方がたくさんいらっしゃって、それで連携をとりながら事務局をやっているという状況ですけれども、今回の場合は一応実行委員会はございましたけれども、ほとんど産業振興課で課長を中心に委員の方が一緒になって、企画のまとめとか、事務的な連絡とかそういうのを含めて、会場設定などもおやりになっているので、大変だったと思うのです。やはりこういうことは民間の協力を得ながら、業者だけではなくて、一般のボランティアも入れて、いわゆる実行委員会、雪あかりの場合は、実行委員会と検討委員会を分けておまして、現場の作業委員会が検討委員会ということで、これを何度も開いて、また事務局会議も何度も開いて、積み上げていくことをやっておりますので、今後そういう組織のあり方についても、これはこれから長く続けていくべきイベントでございますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、準備について、来年は当然開催になると思いますが、年度明けから準備をするということではなくて、例えば今回、飲食のほうはガラス店と、ふるさとキャラバンの方に店をしていただいたんですね。それだけだったのです。それであれだけの人がいらっしゃったわけですから、あとほかの、例えば今の秋の時期ぐらいまで、天候がよければ、大道芸ではないですけれども、例えばバイオリンをひいて、投げ銭でおやりになっているような方とかいろいろな方がいらっしゃるわけです。そういう方にも、旧国鉄手宮線で集客できれば、来ていただいて、その期間にやっていただいたり、あとは、写真展を露店でやっていますけれども、実はそういう議論も出たのです。結局できなかったもので、それはやはり準備をもう少し先からしておくと、例えば写真の露店みたいなものが、寿司屋通り側の旧国鉄手宮線でやられていて、文学館や美術館の前あたりから中央通りまでは、がらす市が並ぶという連携がとれる。もう一つは、やはり飲食との連携です。器と、今スイーツが大変人気がありますけれども、飲み屋でも、購入したグラスを持っていけば、ワンドリンクサービスをするなどして、店についてはパンフレットなどつ

くって、事前に告知をして、そういうところに行っていただく。マイグラスで、夏ですから、冷たいコーヒーや紅茶を飲んだりすれば、何かお菓子がつくとか、そういうサービスなど、いろいろな連携ができます。寿司屋との連携はちょっと難しいかわかりませんが、ガラスの皿を持って行っていただいて、すしをそれに盛っていただいて食べるとか、いろいろなことが考えられますので、そういうようなことも含めて、これからもう少し民間の協力を得られるような組織にさせていただくよう議論をしていただいて、ぜひとも北海道を代表するというよりも、日本を代表するがらす市に、東京にもありますけれども、「えべつやきもの市」並の知名度には私はすぐなると思いますので、そのくらいを目指して頑張っていただきたい。我々も協力したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。このお答えは要りません。

市の分庁舎、文学館、美術館の再整備検討の進ちょく状況について

本論になるのですが、旧国鉄手宮線、今、がらす市のお話をしましたが、文学館、美術館の整備が進んでいるようですが、どのような方向性でおやりになるのか、具体的にいろいろお話をされているようで、どこまで進んで、どのようにやられたいのか、お知らせしていただける部分で結構でございますので、報告をいただきたいと思います。

教育部青木次長

市の分庁舎、文学館、美術館の再整備の検討の進ちょく状況という御質問でございますけれども、基本的な方向性といたしましては、以前もお話ししているところですが、1階の部分は不特定といいますか、市民の皆さんが利用できるような性格の場所に改装するというを基に、現在、教育部内でどのような形で改装していくのがいいのかということで議論を進めております。

山口委員

それはわかっているのです。ですから、来年には工事にかかるという予定ではないのですか。今はそのレベルですか。

教育部長

まだ部内協議の段階ですから、余り具体的なことを申し上げまして、前に言ったこととどうだったのだと言われても、ちょっと担当の次長としては苦しいと思って、今の答弁のようになったわけなのですが、今、委員から言われましたとおり、全庁的に今入っている生活安全課、消費者センターの部分はちょっとほかの場所に出ただいて、分庁舎全体を文学館、美術館を中心とした市民の文化活動ができるようなスペースに変えていきたいという、この大方向が決まっております。それで、できれば予算措置の関係もありますけれども、平成 22 年度からそれに対応できる工事といいますか、改修工事を進めていきたいということで、今、次長が申し上げましたとおり、部内で一定程度の素案のようなものをつくって、現在、生活安全課なども入っているわけですから、全庁的な中で工夫をしていかなければならないと思っております。

ただ、検討している中身の一つに今の研修室がございます。第 1、第 2 となっているのですが、御承知のとおり、文学館、美術館の特別展を開催するときなどは、あそこを使ってちょっとした講演会や研修会をやっているのですが、大変暗くて、音もよくないということで、そこはそういうレクチャールーム的な部分での改修を考えております。それともう一つは、先ほど言いました生活安全課関係がなくなるわけですし、ここを勝手に言っているのですが、多目的フリースペースというような形で、市民の方がいろいろな展示とか、展覧会とか、3階の市民ギャラリーの部分とちょっと兼ね合いが出てくるのですが、そういった部分で自由に市民の方が出入りできるような 1階スペースとして使えないかというようなことでのメインとしてはその二つで考えております。もちろん 2階にあります文学館、美術館、それから善策ホール、これはもう長い歴史を持っているスペースですから、余り手をつけるということではできないと思うのですが、それがまず建物の部分です。後段の広場の部分は、この後山口委員が質問すると思いますので、とりあえずそこまでしておきます。

山口委員

一応今お知らせいただいたのは、基本的には市の施設として、いわゆる文学館、美術館と違う部署の生活安全課、それから消費者センター、どこに行くかはまた別にして、そこは基本的には移そうというふうに考えてらっしゃるということですね。あと、ふだんは美術館に関連するような企画展とかも含めて、あとは市民の文化活動に寄与していくようなスペースとして使いたいということです。そこは基本的には、言ってみるなら、コンクリートされたというか、一定の合意を得ているということです。

もう一つ、今、教育部内部でお話をされているのはよくわかるのですが、これは特にまちづくり推進室も、今、旧国鉄手宮線について、先ほど質問をした中で、周辺の整備についていろいろ調査をされていて、その方向性をこれから絵にしたり、文書にして一定の方向性を出したいとおっしゃって、予算をつけていますので、これは非常に関連する部署同士です。そういう連携の中で、この計画は立案をされているのかどうか。助言を受けながらおやりになっているのか、共同でおやりになっているのか、その辺のところはどうですか。

教育部長

これはまちづくり推進室のほうからもあろうかと思えますけれども、前段私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まちづくり推進室のほうでは、委員も御承知のとおり、本年の 3 月に、旧国鉄手宮線の活用についての懇話会報告というものが出されておりました、この中にも具体的にポイントとして文学館、美術館の駐車場を含めた旧国鉄手宮線との一体的な活用ということで、それが私の記憶では二通りといたしますが、画像も入れて示されておりました。

実は私どもも、ちょうど金融資料館のすぐ向かいにあって、文学館、美術館と隣接をし、駐車場があって、それを挟む形で旧国鉄手宮線が走っているという立地ですから、単に駐車場のスペースとして使うには惜しく、もっといろいろな活用の仕方があるだろうとは思っています。それで、何度も検討しています。当然、予算の面でも考えなければなりません。それで委員も出席されていたのですけれども、旧小樽地方貯金局のシンポジウムをやりましたときに、結構参加者の方がいまして、文学館の改修とそのスペースの活用ということでアンケートをとらせていただきました。実はその中でも、旧国鉄手宮線と一体的に活用するという点については、ほとんどの方からそういう形がよいということで回答をいただいているのですけれども、中身についてはやはりいろいろの考え方が出されています。それで懇話会の中でもそうだったと思うのですけれども、当然このことについては、私どももまちづくり推進室の担当のほうとも相談していますし、当然、分庁舎の改修に伴ってやっていかなければならない部分とっておりますので、このアンケートも含めて、さまざまな御意見、御要望等を聞いていますので、そういったことも参考にしながら、具体的にまちづくり推進室のほうと協議してまいりたいと思っております。

山口委員

基本的には、この件に関してはまちづくり推進室と教育委員会が連携をしておやりになると、こういう認識でいいわけですね。

これは私の要望ですけれども、塀を撤去するのかがどうかということが、大変これは微妙な問題ですけれども、たぶん旧貯金局が通信建築の代表だそうですね、それと同時に、一体としてあの塀がつくられたのかということはまだわかっていないのですか。

（建設）まちづくり推進課長

今、旧国鉄手宮線との出入口で使っている部分から市道浅草線側につきましては、昔の貯金局の車庫として利用されていた建物の壁でございますし、あれから奥側といいましょうか、道路から離れた側については、塀という位置づけの工作物であると確認してございます。

山口委員

微妙な判断になりますね。私は、それはいろいろそういう定義があると思えますけれども、一体となった場合に

は、あの塀は、除去されるべきだと思います。やはり広場として、旧国鉄手宮線の今の線路のところと一体で利用されるべきだと思います。ぜひそういうことを御検討いただきたいと思います。

もう一つやはり市民が集う場所ですから、今は皆さん車でいらっしゃいますが、あそこを全部駐車場に使うというのは、景観上も好ましくないと思います。人が集まる場所と想定するわけですから、難しいですけども、少なくとも裏にある歯科医師会の駐車場として利用されているところもありますけれども、あの扱いなどはどうされるおつもりですか。

教育部青木次長

裏のほうに建物に沿うような形で駐車場が今までございまして、それまで商工会議所と歯科医師会のほうに貸していた部分でございます。双方に私どもの計画を話しまして、来年度以降については、こういうことであるので、契約については打ち切らせていただきたいと思いますところでございます。また、商工会議所については、御存じのように、経済センターのほうに移ったということで問題ないのですが、歯科医師会のほうは代替地についての御相談を前にいただいておりますので、そのことも含めて考えていきたいと思っております。

山口委員

裏の部分で何台とめられるのですか。

教育部青木次長

整地してみなければわからない部分もございまして、おおむね 20 台強ととらえております。

山口委員

要望ですけども、裏でそういうふうに 20 台ぐらいとめられるのは、建物に面した部分だけですね。今は旧国鉄手宮線側にもとめられるし、こちらにとめられるというぐあいになる。ですから、いわゆる海側の建物に面している部分については、駐車を許可してもいいのではないかと私も思っております。

もう一つ聞きたいのは、計量の建物があり、生活安全課の交通安全車が入っている車庫がありますね。それから、電柱が入り口にちょうどあります。それなどについても例えば撤去するとか、動かすとか、細かく検討はされていますか。

教育部長

車庫とごみ置き、有価物の資源回収所もありますし、委員も言いました計量検査室もございまして。この二つについては今庁内の関係部の会議の中で、文学館、美術館の専用という形になれば、撤去をしなければならないだろうという方向で検討はしています。

ただ、御承知のとおり、文学館、美術館の機能というのは当然そのまま残るものですから、いろいろな作品を搬入するときは、一般の玄関から入れられません、階段がありますから、どうしても裏側から入れていかなければならないという実態はあります。ですから、一定程度そこで車の出入りできるスペース、その作品等を出し入れするときに一定の広さというのは必要になりますので、そういった部分は当然確保しなければなりませんので、その辺も含めて、この広場の活用については、いろいろな意味から検討していかなければならないと思っております。

山口委員

電柱については、まちづくり推進室のほうに聞きます。いわゆる一体化ということになれば、ちょうど真ん中に電柱が残ります。あれを建物側に寄せるといようなことも含めて技術的に可能ですか。

（建設）まちづくり推進課長

あそこにある塀の横にちょうど電柱が立っておりますので、建物の塀の議論も含めて検討していかなければならないのですけれども、技術的には建物側に寄せたほうが電線のとおりが真っすぐになるというのは間違いなく確認してございますので、委員からお話が合ったとおり、電柱については移設するのは物理的に可能であると考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 44 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

成田（祐）委員

それでは、本会議の一般質問に続いて、質問をしたいと思います。

病院局の事務職員の費用について

本会議においては、病院局職員と民間病院との平均年収の比較を教えてくださいました。本市の場合は平均年収が 620 万円ほどだそうです。私が独自で調べた民間病院の事務職員の平均年収というのは管理職手当込みで、およそ 300 万円ちょっとというような状況でした。おおよそ 2 倍ぐらいということ、私なりに調査したわけなのですが、その部分で、給与が高い分には高い専門性があるというような御答弁をいただきましたので、その事務職員の方が一体どのぐらいの専門性を実際持ってらっしゃるのかということ、まずはお伺いしたいと思います。

まず、その病院局の事務職員の専門性を裏づけるものとして、病院運営にかかわる資格の有資格者は何人いらっしゃるのか、その部分の資格名と人数とお答えください。

（経営管理）管理課長

事務職員ということで、医局所属の医療相談員については除いて答弁させていただきたいと思いますが、小樽病院、医療センターともに診療情報管理士を各 1 名配置しております。あとは、経営管理部にはそういう病院経営運営にかかわる有資格者はおりません。

成田（祐）委員

23 名いらっしゃる中で、診療情報管理士が 2 名だけということですね。ですから、その方たちの給料が高いというのは非常に納得がいくのですが、ではそれ以外の方が専門性が高いというのは何を根拠になされているのかということが、どうしても気になってしまうのです。

そうすると今度は、そこに長く在職されてその専門性が高いのかということをお伺いしたいのですが、病院局の事務職員の部署における平均の在職年数は何年になりますか。

（経営管理）管理課長

今、所属している職員で、前に病院事業のほうに所属していて、一たん異動で市長部局に行って、また病院のほうに戻ったという職員もおりますが、ちょっとその前にいた年数を加算した数字を出すのは困難だと思うものですから、今の年数ということで答えたいと思います。

小樽病院では平均で 3 年 11 か月、これは 10 月 1 日現在ですけれども、医療センターではちょっと短くて 1 年 7 か月、経営管理部では 3 年 5 か月ということになっております。

成田（祐）委員

もう少し長いかと思っていたのですけれども、思った以上に短いんですね。当然やはり市の職員ですから、いろいろな部署を回って来られた方が多いと思うのです。そんな中で、果たして 2 年、3 年、3 年 11 か月いたからといって、そこに対して専門性が高いということが言えるかというと、非常に難しいものがあると思うのです。そこで、今の年数を含めて考えても、そこまで必要性が高いものなのか、市の職員を配置せざるを得ないようなものなのか

という部分が、やはりどうしても気になってしまうのです。

そこで、民間病院と市立病院の事務職員の仕事の違い、民間病院にはなくて、市立病院にはあるという仕事の違いというのは、どのようなものがあるか、お答えいただけますか。

（経営管理）管理課長

病院事業も市の組織の一部でございますので、市長部局と同様の業務というものがございます。一番やはり民間との違いで大きなものというのは、議会用務というふうには思っております。それと、市長部局等との連絡調整というのはやはり必要な業務ということになります。あと、公立病院という立場で、国や道との連絡調整やまた各種調査の対応というものもございます。また、最近の話ですが、公立病院改革ガイドラインの関係で、改革プランの策定とその実行をしていくということ、特に民間病院との違いで大きいのは、やはり再編・ネットワーク化の関係業務があるというのが大きいと思っております。

あと、民間企業の職員との違いということでは、やはり地方公営企業法と必要な法令知識、そういう法的知識が必要だということももう一点として挙げられます。あと、一般民間病院では、例えば経理の関係なのですが、専門の税理士なりに任せている部分があると思います。市立病院では、市の職員が経理を実際に行っており、そのことが民間病院との大きな違いとなっていると思っております。

経営管理部長

先ほどの部分を補足させてもらいますけれども、委員がおっしゃるように、3年ぐらいでどれだけ専門性があるのかということをごままして、答弁の中で、いわゆる医療のレベル、病院のレベルを事務部門が決めていくというのは、基本的にそういうあり方でありまして、私も第二病院に4年おりましたけれども、まず行ったら信頼を持たれないのです。どうせ3年か4年で戻るでしょうという中で、私の実感としては、やはり病院が大体わかるのには3年かかります。やっとわかって何かできるというときに異動になるというのが現実ですので、そういう中で、今の医療というのは、ただ患者が来て、診療するというだけではなくて、例えば計画的に次の病院できちんと診療するとか、営業活動というのですか、小樽病院でこういうことができるのだというのを、この間も札幌圏の医療機関まで行ってきたのでありますけれども、そういうことをやる部分で、専門性を高めていくには、やはりプロパー化をしていかなければならないと考えております。

それと、答弁の中では今年の事務職員の関係だと思っておりますが、今、課長からもありましたけれども、ちょっと昨年は結構特殊でありまして、改革プランもありましたし、再編・ネットワーク化協議会を進めなければならないという部分があったのと、もう一つはこの4月から地方公営企業法の全部適用をするためにいろいろな規定関係の整備とか、そういうものが非常に大きくありました。それと特例債の膨大な事業をやりました。そういう中で、実は管理職が2人多くついているという事例もありますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

成田（祐）委員

民間病院と市立病院との違いというのは、大きく分けて、やはり議会対応という、たぶん私が一番仕事を増やしているのではないかと思うのです。そういった部分も含めて、結局は公立病院だからこそ出てしまう業務、逆に言いかえると、民間病院なら出てこない業務というのはやはり多々あるわけです。そうなったときに、今おっしゃったように、せっかくその3年とかでやっと信頼を勝ち取ったところで、またどうしてもそういった市の職員の採用上、異動はせざるを得ない。やはりこういうことが続くと、結局またもとのもくあみというか、またほかの方も一からやり直してという感じになってしまうと思うのです。今、部長もおっしゃったように、プロパー化というのは非常に必要だと思うのです。その中で正直な話、一般の採用を受けてこられた今ここにいらっしゃる理事者の皆さんも含めて、やはり幅広く物事を見ていただきたい。建設部においても当然総務部やいろいろな部署ともつながりが出てくると思うのですけれども、少なくとも病院事務において、他の部署と連携を密にしなければならないというような極端にそういったことが必要な人員というのは、やはり必要ないと思うのです。当然市立病院だったら、

少なくとも病院の業務に専念することがやはり大事だと思うし、そういう職員が必要だと思うのですが、それだけでやはり採用するとなると、またなかなか難しいものがあると思うので、そうなるとうちでもやはり独立行政法人化しなければならないという考えが出てきてしまうと思うのです。今いろいろと部長がおっしゃったプロパー化というのは、ある意味、独法化をするということの一步だと思うのですが、そのように解釈していいですか。

経営管理部長

独法化につきましては、局長から答弁したように、いろいろと課題はあると思うのですが、確かにただいまの全部適用の中では、やはり公務員ですし、契約上の制約というのが、自治体としてございます。例えば契約もほとんどが長期継続で契約できるものもありますけれども、ほとんどが単年度、年度替わりに膨大な量の契約事務をやる、見積り合わせをやる、入札をやる、そういうような規制の中で動いていますし、それからあと経理関係というのは、当然水道局もやっておりますので、いろいろなノウハウが要ると思います。今後はそういうものを生かしつつ、やはり病院独自の、例えば局長がおっしゃっている医事業務などは、今までも実は超ベテランの職員を置かざるを得ないような状況もあり、今は両方とも委託しておりますけれども、いわゆる医業収益の根幹を担う医事を業者に任せるといふわけにはいかないで、やはりそこは専門性の高いプロパーの職員を入れて、そこから徐々に病院全体に広めていく必要があるのではないかと。そういう中で体制ができた時点で、局長から答弁しましたように、独法化も研究していかねばならないと思います。

成田（祐）委員

今おっしゃったことを総合していくと、当然、病院局の事務職員の方は、また異動される可能性が十分あります。そうなったときに、プロパーを入れていくということは、少しずつプロパーを増やして行って、病院の事務職員は少しずつ減らしていくというような考え方で間違いはないですか。

経営管理部長

事務職員が減るといふよりも、恐らく市とやりとりして、我々もそうですけれども、そういう異動の中で埋めていく職員というのは少しずつ減っていくかと思えます。ただ、庶務業務とかいろいろ本庁との関連の部分もありますので、すべてというふうにはならないと思います。

成田（祐）委員

あとは市立病院であるということがなくなってしまえば、要はその業務も要らなくなってしまうということになってくると思うので、それをできるだけ早く進めていただきたいと思えます。

病院局の電話交換手について

次に、電話交換手についてお伺いしたいのですが、小樽病院と医療センターにおける電話交換手の委託費用というのはどのくらいかかっていますか。

（樽病）事務室次長

電話交換業務の委託契約額でありますけれども、市立小樽病院につきましては、平成 21 年度の年額は 1,612 万 8,000 円であります。

（医療センター）事務室次長

医療センターのほうの平成 21 年度の電話交換の委託料は 1,551 万 9,000 円となっております。

成田（祐）委員

その中で、電話交換手の人数、そして勤務体系、勤務時間、あと 1 日に取り扱う電話の本数というのは、どのくらいかわかりになる範囲でお願いします。

（樽病）事務室次長

電話交換手の人数等でございますが、市立小樽病院につきましては、委託業者がローテーションを組みます電話交換手の人数は 5 人で、勤務体系につきましては、月曜日から金曜日までの平日は、午前 8 時 40 分から午後 4 時

50 分までが 2 人体制、午後 4 時 50 分から翌朝の午前 8 時 40 分まで 1 人体制となっております。土日祝祭日及び年
末年始につきましては、終日 1 人体制となっております。なお、1 日の電話取扱本数につきましては、現在集計は
しておりません。

（医療センター）事務室次長

医療センターにつきましては、電話交換手全体を 5 人でやっておりまして、月曜日から金曜日の平日は、午前 9
時から午後 5 時までが 2 人体制、午後 5 時から翌朝の午前 9 時までが 1 人体制となっております。土日祝祭日及び
年末年始につきましては、終日 1 人体制となっております。電話の取扱件数ですけれども、小樽病院と同じく、そ
の件数というのは把握できておりません。

成田（祐）委員

電話の本数がそもそもわからないのに、なぜ業務委託をするのかと、そこが非常に問題なわけなのです。電話が
100 本来ても、1,000 本来ても、何本来ているかわからないけれども、とりあえず業務委託している。そこに日中は
2 人配置している。これはちょっと問題ではないかと思うのです。本当はここで電話の本数がわかれば、そのなか
ら事務職員に転送される本数というのを伺いたかったのです。1,000 本電話が来て、800 本が事務職員に行くのであ
れば、交換手は要らないのです。200 本だけそこでちょっと回すような人員を昼間だけ配置するとか、そういった
ことをすればいいわけで、要は電話が来る本数がわからないし、転送されるのもどうかかわらないとなると、非常
に無駄なお金を使っているのではないかと思うのです。それも、何百万円かというのなら別ですけれども、2 か所
合わせて 3,000 万円を超えますからね。委託費用として計上されていますけれども、これは事務職員で十分処理で
きる量ではないかと思うのです。その理由というのは、民間病院の方にも確認しました。病床数 200 床ぐらいの病
院だと交換手はいないそうです。全部事務職員で処理していると。そういった中で、あえてこの高額な金額をおい
ても、交換手が必要あるのかという部分が気になるのですが、見解をお聞かせください。

（経営管理）管理課長

以前は直営で電話交換手を正職員として配置して電話交換を行ってきた経過がございます。これは業務改善の一
環としまして委託化を進めてまいりまして、直近のほうの小樽病院で言いますと、大体 800 万円ほどの財政効果を出
してきたという経過もあるということでございます。まず、その点は御理解いただきたいと思えます。

それで、またこれを事務のほうに戻すという、直営に戻すということになりますと、また人件費の増ということ
につながりかねないという危ぐを持つところでございます。

現状でも職員数というのは、ぎりぎりまで削減した中で、今事務を行っておりますので、これ以上職員の負担を
増やしていくというのはやはり難しいという部分がありますので、ちょっとその点は厳しいかと判断せざるを得な
いところでございます。

委託料が高すぎるということですが、これは病院が二つに分かれている非効率性というのが最も大きな要因とな
っていると思えますので、今後はより競争性を働かせるような形で委託料の抑制には努めてまいりたいと考えてお
ります。

成田（祐）委員

病院が分かれていることと、電話交換手は全然関係ないでしょう。そういう答弁をされるのでしたら、その電話
がどのぐらいかかっているか、私が 1 週間張りつきますけれども、いいですか。結果、どういうふうに数を出
しますか。いつまでにお出しになるか、しっかり教えてください。少ない数だったら、大問題ですよ。次の第 4 回
定例会でたったこれだけの本数でこの金額でやっているのか、事務職員はどれだけ手があいているのかというのを、
ちょっと見させていただきますけれどもいいですか。

（経営管理）管理課長

本数について御質問がございましたので、これについては確かにおっしゃるとおり、今まで数を把握していない

のはちょっと問題かと、私どもも意識しておりますので、まず 1 日どの程度受けているのかという本数を調査してまいりたいと思います。ただ、過去の分というのはちょっと集計できないと聞いておりますので、あくまでも今後の分を集計していくということで御理解いただきたいと思います。

経営管理部長

今、課長が答弁した部分については、それはそれでやってみたいと思いますけれども、一つには電話交換は 24 時間 365 日、夜も休日も全部交換は対応します。救急も入ってきますので、1 人で医師への取次ぎが多い場合も結構ありますから、その辺でのつなぎを間違えると、本当に重大な事態になりかねない非常に重要な業務だと思っております。従来直営でやっておりましたけれども、ただ 2 人しかおりませんでしたので、休日と夜間は委託をしていたのです。その委託について、職員が退職するに伴って、1 人残るが、どうしようという中で全部委託にしたという経緯がありまして、その時点では日中どのぐらい電話が来ているのか、夜間はやはり 1 人はいなければならないので、そういうことで人工配置をしまして、今の契約になっています。ですから、日中 8 時間だけで年間 3,000 万円は高いのですけれども、24 時間 365 日分の委託という中で、何人が必要かということからこの数字が出てきておりますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

成田（祐）委員

休日夜間はそれはやむを得ない部分は当然出てくると思うのです。しかし、どうしても高すぎるというか、そもそも電話の本数を把握していないのに人員が 2 人いるとか、終日必要であるとか、そういった部分がしっかりと精査がなされていないというのは、これはやはり問題だと思うのです。その電話だって病院でしたら午前中にピークタイムが来たりとか、そういう部分もあると思うので、それも把握できていないで 3,000 万円を使っている。これは何割か減らすだけで、1,000 万円とか 3 分の 2 ぐらいにはできますね。そこができていないことがやはり問題だと言っているのです。そのほかの民間病院だって同じく、救急があったらしっかりと取り次いでいます。なぜその電話交換手があえて市立病院だと必要なのかと、そこなのです。そこはどのように考えますか。

経営管理部長

今はどうやっているかわかりませんが、以前も実は交換は午前中パンクすることがありました。そういう中では、事務でとったり、あるいは委託、直営の職員だって休むことはありますから、そういうときは事務が手伝ったりします。それから、もう一つ先ほどのことと同じことが言えるのですけれども、やはり事務職員自体が三、四年でかわるとというのが一つの要因かというのもあります。件数が本当に少なく、事務で対応できるような病院であれば、それは一部事務でとっていくのは可能かもしれません。実際に電話をかけたなら事務局にいきなりつながるところありますので、ただその辺はちょっと実態を調査してみなければわかりませんが、そういうような事情もあるということで御理解をいただきたいと思います。

成田（祐）委員

今後のことを考えていただきたいので、そういった当然電話がかかってくるピークタイムとか忙しい時間帯とかがあると思うので、逆に言いかえると、全く暇な時間帯というのもあると思うのです。そうしたことを考えると、例えばピークタイムのみに臨時職員でもいいので、そういった職員を電話の受付兼事務作業をするというような形で置くことで、十分これは直接事務職員にかかってくる電話もあるのですから、そうでない電話をさばくだけでいいので、それだけでも電話交換という業務そのものが、半減するのではないかと思うのです。その辺を考えていただきたいのですが、それについてはどう思いますか。

経営管理部長

やはり大前提は、実際に行っている診療に支障があってはならないということですので、支障がない中で、改善の余地があれば当然今後は改善していくと考えていますけれども、先ほども言いましたように、実際に委託をするときに、その時期にどれだけの人工が張りつけばいいかというのはその時点できちんと調査をして、当然病院とし

ては低い経費で上がればそれがいいわけですから、そういう詰めをやって行っておりますので、状況もまた変わってきておりますので、そういう中で余地があれば当然改善していきたいと思えます。

成田（祐）委員

少なくとも、まだこの部分については見直しできると思うので、次回の第 4 回定例会までにしっかりと電話の本数とそういったピークタイム等の調査をしてください。3,000 万円は一般常識的に考えて余りにも高すぎます。お願いします。

病床数削減について

一般質問での再質問で、病床数に関して並木局長にお伺いしたのですが、そのときには人口動態の部分を中心に病床数も少しコンパクトにできるのではないかという話をさせていただいたのですが、これを逆に人口減だけではなくて、当然予防医療等を含めて、病気になる人そのものを減らしていくという取組も市全体でやっていかなければいけないことだと思うのです。そういった部分で市内の病院患者の数を減らす、疾病率を減らすという取組を合わせて積極的にやれば、400 床よりもさらにもう一回りぐらいコンパクトな病院を建てることのできるのではないかというふうに考えるのですが、その辺について見解をお願いします。

病院局長

成田祐樹委員の言うとおりに、我々もだからこそ、プチ健診等いろいろなものを行っているわけです。医療というのは、予防医学と急性期医療と慢性期・在宅医療ということ。我々のところは急性期医療をやらなければならない。この急性期医療もほかの病院ではないようなぐらいのレベルのこともやらなければならないのです。ですから、そういう意味で今の 400 床まで落としましたけれども、これは、前に説明しましたように、ここには精神科とかいろいろのがあって、実質的に 300 床ぐらいなのです。ここにまだ、小樽病院に少ない内科系統のリウマチ、糖尿病とか必要なところがあるわけです。これから溪仁会病院に入ってきたりしますが、ほかの科についても、今整形外科も医師が 1 人しかいませんから一つの科しかありません。そういうところが増えてきたりすると、やはりそれだけの病床数が必要になってくるのではないかと考えています。小さくしてしまってから、今度は増築というのは大変なのです。ですから、今必要がなくとも私としてはこれぐらいのを建てておいて、それから時期を見ながらどうしていくかということを考えていこうと思っております、今のところちょうど苫小牧市立病院と同じ 385 床で妥当かと思っております。

それとやはりもう一つはこれからはコンパクトだけではなくて、駐車場が重要なのです。こんな 30 台分ぐらいしかないところはないのです。いいですか。最低 200 台分の駐車場。そうなるともう医療が変わってくるわけです。もっと小樽病院に人が入ってくる。駐車場のことも頭に入れて考えているのです。これから駐車場がまちの真ん中にできると、これで物すごく変わってきますから。そういうことも配慮していただきたい。

それから、必ず重症患者には、ICUとかそういうのが必要になってきますから、まだまだそういう救急スペースも必要になってくるのです。そういうことで、今の時点ではこれぐらいにして、これも固執するわけではないですけれども、それを見てやっていこうと考えています。先ほど言いましたように、そのほか健診も必要になる、今度は、今、保健所でやっているようなことも、我々のところでやるようになってくるかもしれませんので、そういうことも頭に入れてやっております。

成田（祐）委員

プチ健診のお話もありましたが、私も本当は今回の定例会で取り上げようと思ったのですが、公明党の秋元議員が取り上げていらしゃったのですけれども、熊本市で健診カフェをやっているのを見て、ぜひ本市でやってみたらいかかという前にもうされてしまったという、初めて私が言う前に実行されてしまったということも、非常に好ましいというか、やはりそういった積極的な取組が非常に必要だと思うので、その部分をしっかりとやっていただきながらの病床数というのであれば、それはある意味納得できると思えます。駐車場の件も含めて、やはり小樽市は

どうしても駐車場が少ないという部分があるので、それについてもう少し細かく精査をしていただきながら、一番いいサイズをつくっていただければと思います。

医師、看護師の研修費用について

以前から本会議や予算特別委員会等で何回も主張させていただいたのですが、赴任する若手の医師の方とか看護師の方も含めて医療スタッフの方は、やはり給与面とかそういった待遇よりも本人がスキルアップできる場所、技術を身につけるところに行きたいと多くの方がそういうふうに行っているそうです。医療スタッフにもっとやりがいとか技術を身につけてもらうために、学会等に参加する費用は、今たぶん二千五、六百万円ぐらいだと思っておりますけれども、そういった研修費用をもう少しつけてもいいのではないかと思うのですが、一応病院の医療スタッフの方からもお話を伺っていると聞いていますので、その辺を含めて見解をお聞かせください。

（樽病）事務室次長

事務室のほうで医療スタッフの考え方として、看護部長の話を聞いております。聞いたところでは、まず看護師の研修、学会等の参加予算につきましては、道内の他の自治体病院と比較しても、そんな色なく予算計上してもらっているというふうにとらえています。これは看護師長、看護部長同士の情報交換の中でそういう話になっているということでございます。

それから、専門性の高い看護を提供する目的で、認定看護師、専門看護師の資格取得に係る予算につきましても、全額負担ではないにしても計上できているということです。この費用に関しましては、全額を本人負担とする病院が圧倒的に多い現状だそうです。そのことを考えましても、現時点ではおおむね小樽病院としては納得のいく予算と理解しているというのが看護部長の認識でした。

（医療センター）事務室長

私どもも看護部長のほうから、話は聞きました。医療センターのほうでは、看護部長が看護師個々の経験とか、実践能力を考慮いたしまして、北海道看護協会というのが札幌にございますけれども、そこで年間約 80 の講座がございますので、その講座の中から看護師のスキルアップとか専門性、専門能力を高めるもの、そういうものを選択いたしまして、年一回 1 人は必ず行けるように配慮していくということです。それからまた札幌では、全道と全国規模の学会とかが開催されることが多いわけですが、そういう場合にはできる限り参加できるように、このようにやっております。それから認定看護師ですけれども、昨年は感染症の認定看護師の研修に 1 人派遣しまして、資格を取っております。

成田（祐）委員

ということは、もう今はほかのまちと変わらないとおっしゃいましたけれども、ほかのまちよりもっと魅力度を高めて集めなければいけないので、ほかのまちと同じことをやっていたらだめだと思っております。そこでこれ以上看護師の医療スタッフの方が研修とかそういった費用を要らないと言ったのですか、そういう解釈ですか。現状で満足しているということですか。

病院局長

今、非常にいいことを成田祐樹委員はおっしゃったと思うのですが、やはりいろいろな人が来る、医師も、たぶんそこはどれだけのアクティビティがあるか見るのです、学会発表なりいろいろなことをです。それが結局人集めになるということなのです。ですから、私としては、来年度はやはりもう少しその辺を活発化していきたいと思っています。そのためには、その中にいる看護師も医師もそれぞれここで勉強もしなければならぬのです。今のところ、認定試験を受けるのに試験もあるのです。それに受けるだけのレベルにしておかなければならないということで、院内の今の実力も上げなければならぬのです。そういうためのいろいろな費用なども考えていかなければならないと思っておりますので、私としては来年度予算のときは、本年度以上のことをお願いしていきたいと思っています。そしてそれもやはりきちんと見て、その資格を取得した人は、そこで有効に使われなければだめな

のです。ただ権限があるから行かしてくれというのでは、現場も困ります。だから、それに行ってきたら、こちらに役立つというふうに見て、生かさなければなりません。これから私どもも、役に立つ有益な予算執行のために、そういう予算を多くつけていただきたいと思っております。

成田（祐）委員

今おっしゃっていただいたとおり、たぶんいきなり予算つけたからと言ってすぐ結果が出るようなものではない。準備段階というのが必要だというのは十分理解できたので、そういった段階を踏んででもいいので、そういうやる気のある方にはもっとしっかりやっていただいて、小樽の医療を支えていただくという体制をぜひつくっていただきたいと思います。

もう一点お伺いします。

病院統合に際してのソフト面での取組について

前にも同様に質問したのですが、やはり統合に当たって問題になるのは、今、病院の場所とか建物というハードの面をかなり追求されていると思うのですが、やはりそれも大事だとは思いますが、一番は小樽病院のスタッフと医療センターのスタッフが一緒に働くことになるということで、いくら同じ市立病院だといっても、やり方とかやはりかなり違ってくると思うのです。そういったところでのソフト面での統合という取組が非常に重要になってくると思うのですが、そういった統合に向けた取組はどうかされているのか。また、当然医療にかかわることだし、人数も多いので、その辺の会議室でできるようなことではないと思うのです。そういった部分でしっかり統合に向けたソフト面での予算づけというか、そういった取組というのをされているのかどうかお聞かせください。

病院局長

これも私がここに来たときには、とにかく二つの病院が一緒になるのだと、とにかく気持ちは一緒になってくれるというので、ずっとやってきて、今、各病院のそのスタッフたちは、そういう気持ちにはもうほぼなっているのではないかと思います。今度はそれを実行に移していかなければなりません。その一つとして、今、私は三つの委員会を立ち上げてやろうとしています。一つは材料費やなんかを削減する委員会を、これは例えば 1 人置いて、そして両方のワーキンググループをつかって、そして常時話し合う。そしてこれは 10 月に人を決めます。それから、あとは D P C をやっていきます。これは例えば今考えているのは、馬淵院長を中心にして両病院からスタッフ入れてやると。あと病院機能評価もありますので、それは鈴木院長を中心として両病院から集まってやっていく。これももうすぐこれから人を決めてやっていこうと思っております、もうかなりの面で両病院が一つになるということは、今日も実は朝、馬淵院長と話して、今小樽病院のほうで脳ドックをやっていますけれども、そろそろ外来分のことも考えなくてはならない気持ちにもなっております、かなり両方の気持ちが一つになってきているということで御理解願いたいと思っております。ですから、あとは早くこれが対外的に認められるような状況になってくると、さらに気持ちが一つになるのではないかと考えております。

成田（祐）委員

その部分で、きっと病院の取組に関しては今一番スピードを上げなければいけない時期かと思うので、病院局だけに限らず、各部署の皆さんにさらなるスピードアップをお願いしたいと思います。

最後にお伺いしたいのですが、私も予算をつけると言っていて、うちのの小づちをたたけと言っているわけではないのです。ないところから予算を引っ張ってくるのではなくて、あえてやはり無駄なところをしっかりと主張してから、そういったところを話していたつもりなのですが、何でもかんでも予算をカットするわけではなくて、やはりその予算の範囲以内で無駄を削って、必要な部分につけるとというのが適切な行為だと思います。それについて、今回そういった趣旨で質問させていただいたのですが、それに対する病院局長の見解を最後にお聞かせ願いますか。

病院局長

成田祐樹委員もいろいろと民間病院などを見てきていると思いますが、私も実はもう既に民間病院を見ておりま

す。場所は中村記念病院とか、日鋼記念病院とか、真心会とか、ちょっと大きいところなのですけれども、やはり、そこでやっている事務とここでやっている事務は大分違うのです。向こうはとにかく事務長と医事官二、三人がしっかりしていればやっていけるとそう言っていました。ですから、恐らくほかの人たちは若い人ばかりで、平均的な給料が低いと思われるので、そういうような状況もあって、立場が我々と違うと思います。ですから、非常に参考になることはたくさんあって、早く D P C をやってうんぬんとか、そういうことも教えてもらいましたし、私もそういう民間病院などに行って、そういうノウハウなんかも教えていただいて、それを何とか早くやっていきたいと思っています。

また、先ほど電話交換業務のこともありましたけれども、やはりお互い顔が見えないから、一回目の対応が非常に重要なのです。ここで単純にだれでもいいというわけではないのです。向こうはいろいろな、急いでくることもありますし、命がかかっていますから、電話の対応一つで物すごくもめることがあるのです。値段はちょっと高いかもしれませんが、そういうのを上手にやはり引き継いでくれるのです。我々はよく民間病院に電話をかけますが、なかなかその自分の目的のところに行かないのです。ですから、今の小樽病院は恐らく電話の対応は物すごくいいと思います。それは非常に見えない部分ですが、たぶんそういうところで両方の病院ですけれども、評価は悪くないのではないかというふうに思っております。ただ、どれだけ安くできるか、本数などについても、それはやはり調べなければなりません。ぜひ委員の皆さんも、病院に来てよく見てもらいたい。入院してもらいたい。どのように我々が 1 日 24 時間 365 日働いているか。1 日ならだれでもできますけれども、これは 1 週間、2 週間もやるわけです。そういう状況にいるということを、ぜひ議員の皆さん方に理解していただきたいと思い、今日も出てきたわけです。

成田（祐）委員

本当におっしゃるとおり、特に当直されている先生方が 30 何時間もぶっ続けて起きているとか、そういったことをやはり私たちも理解しないと、やはりいろいろなことを言えないと思うので、ぜひそういった機会に設けて見させていただければと思います。特に、病院局の事務職員の、よく俗にいうと、市立病院だからこそせざるを得ない業務というのがたくさんあると思うので、そこについては本当にしょうがないという思いもあるのですが、やはり削れるものを少しでも見直せるものは見直していただきたいと、それぐらいやはり立て直しに全力を注いでいただきたいと思って質問をさせていただきました。

高速道路開通について

高速道路についてお伺いしたいと思います。

平成 30 年完成である朝里のジャンクションから余市までの高速道路なのですが、これについて余市まで一括で開通するのではなくて、道内各市の高速道路のように、例えば朝里ジャンクションから小樽西インターまでといった形で先行的な部分開通もこれは行われるのでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進主幹

北海道横断自動車道（余市～小樽間）につきましては、平成 18 年度から有料道路方式で東日本高速道路株式会社ネクスコ東日本が着手しています。この区間は約 23.4 キロあるのですけれども、建設コストの縮減ということもありまして、片側 1 車線の暫定供用で一括開通予定でございます。それでありまして、小樽西インターチェンジでの先行的な部分開通が行われる予定は現在のところありません。

成田（祐）委員

では続いて、その朝里ジャンクションから余市間におけるサービスエリア、またパーキングエリア、そして高速バスの停留所などの予定というのはどのようにされているのでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進主幹

余市～小樽間でのサービスエリア、それからパーキングエリア、高速バスの停留所、この計画は現在のところご

ざいません。

成田（祐）委員

高速バスの停留所もないと。本来ならばサービスエリアやガソリンスタンドなどがありますね。あれは 60 キロ置きに設置されて、パーキングエリアに関しては 20 キロ置きに原則設置するというものですが、正直な話、金山のサービスエリアから余市まで 40 キロ近くあるので、少なくとも間に設置されるのではないかと予測していたのです。全く設置できないとなると、何かそれに関しては原因というか、要因があるのでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進主幹

現在、高速道路につきましては、予定路線区間、それから基本計画区間、それと整備計画区間という段階を経て事業に着手しているわけなのでございますが、基本計画区間になるまでに、おおよそのサービスエリアとか、パーキングエリア、それからインターチェンジについては盛り込んだものがつくられると聞いております。それで、今は距離的なものとかがそういったものがなくて、全体の高速道路の状況を見極めて、パーキングエリアとかサービスエリア、そういったものを設置していくということになっております。

それから、インターチェンジにつきましては、大都市につきましては、5 キロから 10 キロ、それから平地で小都市がつながっているようなところにつきましては 15 キロから 25 キロ、山間部については 20 から 25 キロということで設置されることとなります。

成田（祐）委員

本当はこの部分でパーキングエリア、サービスエリア等というのが非常にこのシルバーウィーク中、特集等テレビで組まれていたり、当然車を使った活動というのが増えていて、観光もそうですけれども、そんな中で、もし小樽市内にそういったものができるのであれば、大きな観光や物産の販売のアピールの場所になるかと考えてはいたのです。また、そういった部分で、特にパーキングエリアとかはスマートインターチェンジが北広島の輪厚とかに設置されているのですけれども、同様に小樽でも仮に中間点、それこそ最上町の裏あたりにそういったパーキングエリアができれば、スマートインターチェンジの設置なども考えられるのではないかと思ったのですけれども、そうした付随するようなインターチェンジで、スマートインターチェンジといった話も全く一切出てこないような感じですか。

（総務）新幹線・高速道路推進主幹

サービスエリア、パーキングエリアにつきましては、現在のネクスコ東日本で実際には維持・管理しております。スマートインターチェンジに伴うものについても、ネクスコ東日本ということになっています。

ネクスコ東日本にちょっと聞きましたところ、その区間については例えば景勝がいいところとか、あるいは利用頻度が非常に多いのであれば、維持・管理上コスト的にも問題ないということで設置も可能であるらしいのですけれども、維持・管理上もしも難しいということであれば、やはり影響ということを考えれば、難しいのではないかと聞いております。

成田（祐）委員

少なくとも、朝里から小樽西まで相当な距離があって、間に何かしら抜け道というか、それこそスマートインターチェンジなりをつくれれば、また大分変わってくると思うのです。もちろん観光もそうですし、それこそ医療で救急搬送するときに、救急車が高速道路を走れば、蘭島方面から搬送する人とかというのは、やはり早くできるという可能性もあると思うので、そういった部分で間の地点での設置というのも、スマートインターチェンジは後付けで結構やっているところがあるので、できる範囲でアピールしていただきたいと思います。

次に、シルバーウィーク中の道路混雑というのが非常に気になりました。特に高速道路においては、私も今まで見たことがないぐらいの渋滞を見ました。小樽インターチェンジの出口の坂を下ったところの勝納川から朝里の料金所までは行かないですけれども、少なくともトンネル一つぐらいを超えたところまで車がもうずらっと並んでい

て、横の道からもおりられないような状態というのを初めて目にしました。その渋滞も川の出口のところまで終わっていいのですけれども、結局観光物産プラザあたりまで行くのです。道道小樽臨港線も 3 車線全部が渋滞で、非常に小樽にたくさん来ていただいて、観光とかでもお金を落としていただけるという部分ではうれしい反面、逆に今後高速道路が無料になってしまうといったことが増えれば、小樽は渋滞が激しくて行きづらいというようなマイナスなイメージを植えつけかねないと思うのです。そうした部分で、例えば交差点の改良であるとか、接続する部分の道路などの調整というのが必要になってくるかと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

（建設）都市計画課長

高速道路周辺の道路交通についてでありますけれども、まず現在、札幌道の小樽インターチェンジ周辺におきましては、道道小樽臨港線の勝納こ線橋の架換工事が実施されておまして、この幅員縮小のために交通規制がなされており、交通の流れに影響している面が多くあるかと思っております。この工事に関しては、来年 12 月までの予定となっております。完了後は交通の円滑化に寄与するものと考えております。

それから、高速道路については、現在料金について休日の上限 1,000 円をはじめとした割引が実施されておまして、高速道路の利用状況も変化している面もあるかというふうに思っております。このような中、このたびの新政権では高速道路無料化の方針も打ち出されておられますけれども、具体的内容等は示されていない状況でありますので、今後こうした高速道路の施策の動向などを注視しながら、また道路の交通状況を見極めながら、円滑な道路交通を確保する観点で国、道、ネクスコ東日本などと適切な協議を行ってまいりたいと考えております。

成田（祐）委員

正直な話、こういった休みとかの期間で、小樽から恵庭や岩見沢に行くという人よりも、圧倒的にそちら側から小樽に来てくださるという方が特に高速道路が無料になると多いと思うのです。やはり道内を観光しますから、こちらのほうの高速の出口というのがやはり重要だと思うのです。特に今カーナビとかはやって、今回も勝納川のところで渋滞が始まっているのだったら、またそういったネクスコ東日本の話になってくると思うのですけれども、渋滞は観光物産プラザからスタートだと思うのです。逆にあそこの工事が終わって、流れがよくなれば、観光物産プラザ周辺はもっと込む可能性が高いと思うのです。やはりその原因はカーナビで小樽運河に行こうとすると、あの辺までナビで誘導されて、あのルートで走ってしまう。そこで、あとどうしていいかわからないという形になってしまうと思うので、そういう部分で看板の設置とか何かしらそういった駐車場に誘導するようなものとか、円滑に観光客が移動できるような、そういった取組というのもし何か考えていただければと思います。

救急支弁金について

最後に 1 点だけ伺いたいと思います。報道機関で掲載されていたのですが、ネクスコ東日本が救急の搬送時に消防機関に支払ってきて救急支弁金について、本市での現状と、もしこれが無料化された場合の本市への影響というのはどの程度あるか、最後お答えいただけますか。

（消防）総務課長

救急支弁金についてでございますが、内容と経緯について初めに説明させていただきます。

この支弁金につきましては、本来高速道路を管理しております各管理者が自主救急をすべきものと定められておまして、高速道路の延伸、それから総延長に従いまして、自主救急ができない地域に限り、市町村の消防機関が救急業務に当たるということになって、現在、実施しているところでございます。この高速道路においては多重衝突事故などの大規模な災害が発生する可能性が高いことから、市町村が行う救急業務に特別な財政負担を生じさせないという目的のために、各高速道路の管理者が市町村に対して毎年必要な経費を財政負担しているということでございます。また、その根拠につきましては、昭和 49 年 4 月 1 日に締結されました高速自動車国道における救急業務に関する覚書がございまして、その後、昭和 55 年 12 月 1 日に当時の建設省、消防庁及び当時の日本道路公団の

3社によりまして、再度覚書が締結されたところでございます。現在はこの昭和 55 年に締結されました覚書に基づきまして、支弁金の財政措置をいただいているというところでございます。

また、本市における交付状況というところでございますが、昭和 49 年度から措置されておりまして、諸収入の中の高速道路救急業務費負担金収入として計上しております。49 年度当初は 382 万 6,695 円という額でございましたが、それ以後 36 年間継続して措置されておりまして、今年度は予算額で 469 万 5,000 円を見込んでおります。なお、過去 5 年間の数値でございますが、平成 16 年度が 588 万 1,200 円、17 年度が 594 万 7,875 円、18 年度が 583 万 3,620 円、19 年度が 461 万 5,020 円、20 年度が 469 万 5,720 円でございます。

なお、無料化に伴います本市の状況ということでございますけれども、支弁金につきましては、消防費の中の救急業務費の特定財源に充てているところもありまして、仮に高速自動車道路の無料化が行われて廃止されたということになりますと、市財政に与える影響は大きいものと考えております。したがって、今後、推移を見極めながら、支弁金又は別の財政措置の継続について国や北海道に対して要望してまいりたいと考えております。

成田（祐）委員

札幌市の区域で救急車が上がる時、要は札幌の新川インターチェンジから東側でないと、札幌の救急車は上がれないということですね。要は銭函から手稲の間のところで何かあった場合、小樽の救急車が出ないといけないというようなことになってくる。当然それも必要だと思うし、そこに 500 万円近いお金がかかったというのは、やはりこれは大きな金額で、これがほかの一般財源から持ってくるとなると、非常に大きな負担だと思うので、その辺をしっかりと要望していくとともに、私たちもしっかり政府にそういった部分を働きかけて財源確保できるようにしますので、またその辺を引き続きどうかお願いします。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

病院局長は退席していただいてよろしいです。

共産党に移します。

中島委員

民間住宅リフォーム助成制度について

一般質問に続いて民間住宅リフォーム問題について、質問を行いたいと思います。

市長の御答弁では地元業者の仕事になるように、政府からの交付金についてもかなり丁寧に議論をして事業発注をしている、その反面、低価格で仕事を受ける民間事業者に仕事が流れるのは、一定程度やむを得ない面もあるというお話をしておりました。建築確認申請の件数については、平成 6 年度がピークで 1,408 件ということでしたが、この 3 年間の件数についてまずお答えください。

そしてそのうち、市が発注した件数というのは、昨年度分だけでよろしいですけれども、どれぐらいの件数になるのか、お答えください。

（建設）建築住宅課長

確認申請の件数と市が発注した計画通知の件数でございますけれども、建築指導課に確認をしたところ、民間建物の確認申請の受付件数でございますが、平成 19 年度が 536 件、20 年度が 442 件、21 年度は 8 月末の数字でございますが、181 件でございます。また、公共建物の計画通知の受付件数でございますが、19 年度は 6 件、20 年度は 11 件、21 年度は 8 月末までで 5 件となっております。なお、市の件数ですけれども、現在工事をやっています消防署朝里出張所が昨年度の発注で工事中でございます。今年度は公営住宅のオタモイ 3 号棟の新築工事を発注しているところでございます。

中島委員

今の件数を見てもわかるとおり、この 3 年間で 500 件、400 件、100 件台と、毎年 100 件台で落ちてきているわけです。その中でやはり圧倒的に私は民間の事業としての数が多いと思うのです。ですから、市がいくら公的な資金を投入して地域に仕事を興すために努力をしていることは、それで大事なことなのですけれども、圧倒的な民間の仕事が、結局安いほうに流れるということになれば、札幌の業者がどんどん入ってきている。こういうことにつながるかどうかという政策を持つかということは今提案しているのです。

そういう点で、今回バリアフリーの住宅改造資金の融資制度もあるから、新しい制度の導入については検討しないとおっしゃいました。それで、このバリアフリー融資制度について資料を出していただきましたけれども、建築住宅課長のほうからまず説明してください。

（建設）建築住宅課長

市のバリアフリー融資制度は、お手元の表でございますけれども、この制度を創設した目的でございますが、高齢者が多いという本市の特性から、手すりの設置とか、段差解消が必要になった場合に、また多雪地域でございますので、屋根の落雪やその対応等での御苦労等を解消するためにも、屋根改造に対しまして設置したものでございます。実績はごらんのとおり、合計で 64 件ございまして、融資額が 1 億 400 万円ほどで利用されてございます。ちょっとここには書いておりませんが、今年度は現在 2 件が融資実行済みで、1 件が現在あっせん申請をしたところで、3 件の利用がございまして。

中島委員

御説明をいただきましたけれども、平成 13 年度から始まって今年度で 9 年目です。この制度がどれくらい活用されているかということについては、市の負担金も、それから融資額を見ても、どんどん下がってきている。利用実態が落ちてきているわけです。ある意味では、この制度はこのまま続けていくかどうかをやはり一定 10 年ぐらいの区切りで検討する時期も来るのではないかと思います。9 年目にして、今のところ 8 年たって 64 件で、初年度 23 万円の市の負担金で融資額がこれぐらいです。全体で 1 億円と比べて 20 倍になるとおっしゃいますけれども、この制度は今後活性化して使われていくという点では、果たしてどうかという意見を私は持ちますが、何よりもこのバリアフリーの住宅改造資金の融資制度の資料を見ますと、いろいろな中身は書いてありますけれども、今回、私が提案しているような地元業者に仕事を限る、そういう項目については入っておりません。13 年度につくったものから、現在と状況はもちろん違っていると思いますが、今、重要なことは、やはりこの仕事がないという大変な事態の中での仕事興しを目標にした制度の必要性を提案しているわけですから、この制度の見直しも、あるいは今後の方向も検討しようと思ったときには、新しい制度の検討が必要なが考えられるのではないかと思いますけれども、市長はいかががお考えですか。

市長

バリアフリーの関係につきましては、事業を始めてからもう七、八年たちますから、見直す時期に来ていると思います。ですから、状況がバリアフリーの改造と無落雪関係ですから、ある意味では制度を立ち上げたときには結構利用がありましたけれども、最近減ってきているということは、PR が足りないというふうにも思いますし、それから制度の中身の点検は必要だと思います。

中島委員

実際には介護保険制度が始まって今年で 10 年目ですけれども、介護保険の中でも住宅改修あるいはこの手すりをつけるなどの給付事業がありまして、これも上限のお金はありますけれども、結構活用されてきているのです。そういう点でこのバリアフリー、無落雪、こういう制度がどれだけ生かされていくかというあたりでは、私は検討する時期に入っているのではないかと考えます。

そういう点で、今提案している民間住宅のリフォームという問題については、市内業者に限定するという中身で

効果をもたらせると思います。ぜひ検討してほしいと思っているのですけれども、この間の御答弁の中には、民間住宅のリフォームとなれば、限定されて効果は果たして期待できるかどうか分からないというお答えがありました。しかし、これはリフォームに限らず、紹介した山形県の庄内町などでは、持家住宅建設祝金として修理、改修、新築、商店、倉庫、そういうものも対象にできるわけです。岩見沢市ではアスベストの工事や耐震工事も導入していますし、富良野市でも耐震工事も対象にするということで、これは事業を起こすときの対象範囲として大いに検討できる中身だと思うのです。ですから、私は今考えていないとおっしゃいましたけれども、市内業者の皆さんに仕事をつくるという点での波及効果が高いという話を聞きまして、ぜひ検討していただきたいと思って提案した次第です。建築住宅課長には他都市の実情について資料を提供してお話も聞いていただきたいと言いましたけれども、直接聞いていただいた中身で御報告できるものがあれば、お話をしていただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

住宅リフォームの助成制度を設けてございます幾つかの市に聞いてみたところ、芦別市や名寄市ではリフォーム費用が 100 万円以上に対しまして定額 20 万円を助成しています。また、岩見沢市はリフォーム費用 50 万円以上に対しまして、1 割で上限 30 万円までを助成するなど運用してございます。各市の制度の利用件数なのですが、年度によりまして、数 10 件から多いところでは 300 件程度を数えまして、制度が活用されてございます。また、留萌市では 100 万円以上の工事に対しまして、定額 20 万円の助成ですが、当初は年間予算を 500 万円ずつ 3 年間ということで計画を立て、開始しましたが、初年度の平成 19 年度に年間 25 件の枠でスタートしたのですけれども、初年度ということで好評で 41 件の実績がございまして、そういった業者への予算又は件数枠を消化したということで、ここは 3 年間ではなくて 2 年で事業を終了したということで聞いてございます。いずれの市におきましても、制度を活用した一定の実績はあったと聞いているところでございます。

また、人口 10 万人以上の都市の状況も調べてみたのですけれども、高齢者とか環境対策、また地域限定の定住対策でも限定的な助成制度はございましたが、広くリフォーム全般への助成制度は設けていないような状況を確認しています。

中島委員

政府もエコカー減税などといって、新しい車に買いかえるときに税金を安くしたり、車の料金を安くするなどして、結構売れ行きがいいと聞いていますけれども、いろいろな形で助成をしながら、販売を広げたり、あるいは仕事をつくったりするというのが今話題になっている時期なのです。7 月から石狩市も、このリフォーム助成制度を立ち上げています。これは耐震改修、上限 30 万円、それから省エネ改修 20 万円、バリアフリー化で 20 万円ということで、地元業者の仕事に限るという形でやるわけです。こういうことが地域では話題になって、近隣の市町村の成果を見て、拡大あるいは波及してきているのです。小樽市においても、私は仕事興しとして、ぜひ検討していただきたいとお願いしたいところですが、市長の答弁では、当面検討する予定はありませんとおっしゃってありましたけれども、バリアフリーのこの住宅制度は来年あたり 10 年目になるのですけれども、それと合わせて交付金を利用した対象ということで検討できないものでしょうか。

市長

今、建築住宅課長から答弁しましたように、実施したところの状況ですけれども、どちらかというと小都市といいますが、大都市ではなかなか取り扱いづらい事業なのかという感じはします。やったところについては一定程度、それは経済効果はありますけれども、では、その業者だけでいいのかというやはり問題があるようにも聞いています。他の業者はどうするのだという問題もあるようですから、一概にこの事業がある面ではいいですけれども、では全体でどうなのかというやはり議論があるだろうと思いますので、どういった事業が必要なのかということは十分検証をしながら、取り組むべきと思っております。

中島委員

検討はお願いしたいと思います。

国民健康保険料の窓口負担の軽減について

次に、国民健康保険の問題について質問いたします。

国保の問題については、窓口負担の軽減問題について絞ってお聞きます。

御答弁では、小樽市の国保料の窓口一部負担金についての減免の基準がないということで、生活保護基準に対してさらに市民税非課税世帯の高額療養費の自己負担限度額を足して出すという話をしていましたけれども、これでは全然わからないのです。具体的にどれぐらいの収入なら対象になるのかということが私はちょっとわかりませんでしたけれども、もう少しわかるような方法で説明していただきたいと思うのですが、例えば具体的なケースなどを上げて、このぐらいの年代のこういう方は幾らぐらいなら減免の対象になるというのは出せるのでしょうか。

（医療保険）国保年金課長

一般質問における市長の答弁では、生活保護基準額プラス市民税非課税世帯の高額療養自己負担限度額という表現を使ってございましたが、具体的な数字で申しますと、免除の対象につきましては、生活保護基準額プラス 3 万 5,400 円、それと減額につきましては、生活保護基準額プラス 8 万 100 円というのが他都市の基準の状況でございます。これを具体的な世帯で説明いたしますと、一つは 40 歳代の夫婦プラス中学生の子供が 1 人という世帯で試算いたしますと、生活保護基準額が 16 万 2,040 円になりますので、それに 3 万 5,400 円を加えました免除基準が 19 万 7,440 円以下、それと減額の基準のほうになりますと、24 万 2,140 円以下というふうになります。

それともう一件は 70 歳で単身の世帯の場合ということで御説明いたします。生活保護基準が 9 万 7,950 円ということですので、免除基準は 13 万 3,350 円以下、減額の基準が 17 万 8,050 円以下というふうになります。

中島委員

こういう額を知らせられますと、結構対象者がいるのではないかという感じを受けるのです。そういう点では、この制度が本当に知らされていないことによって活用していなかったのではないかという気がするのですけれども、具体的に説明して市民に知らせるときには、どのような形になっているかということですが、お答えでは私たちの国保やインターネットにちゃんと書いてある、知らせていると言いましたけれども、具体的にどういふふうに書いてありますか。

（医療保険）国保年金課長

これも市長の答弁にもございましたけれども、申請によって医療費の自己負担分が減免などになる場合があるということで説明をさせていただきます。

中島委員

災害などにより医療費の自己負担分の支払が一時的に困難になったときは申請により医療費の自己負担分が減免などになる場合がありますと書いてあるのですけれども、これでは災害しか頭に残りません。それで、本当に対象者が今の額で対象になるということに結びつくというのはなかなか難しいのではないかと思うのです。これは、もう少し丁寧な説明が必要だと思います。そういう点で、例えばほかの市町村などでは、もっとシンプルに生活保護基準の 130 パーセント以下を対象にすとか、110 パーセント以下で免除にすとか、120 パーセント以下で 8 割の所得分について減らすとかと、基準がいろいろあるようなのです。そういう点で、もう少しわかりやすい基準の説明ができないかということを考えるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

医療保険部次長

一部負担金の制度自体が適正な受診を促進すとか、保険財政に対する過度の負担を軽減すとか、療養の給付を受ける被保険者と健康な被保険者の公平な負担を図るとか、そのような目的を持って一部負担金を受給者に負担させる制度で、これは、市は医療保険制度において国保以外のものにもすべて採用されている一部負担金でござい

ます。したがって、減免等の実施に当たりましては、被保険者が特別の事情によって一部負担金を支払うことが困難であると認める場合に、限定して行うことが必要であると考えております。ただ、減免の範囲とか申請手続、生活困難度、認定基準、これらのものの内容は明確にして公平にするとか、公正性を確保する必要もあるというようなことは北海道のほうからも通知が来ております。ただ、本会議でも答弁を申し上げましたが、今のほうでは未収金の部分を考えまして、未収金患者の 2 割ぐらいが生活困窮者というような統計もあるみたいなので、そのために国保の一部負担金の統一的な基準を定めて、今年度モデル事業をやって来年度から実施したいと、そのような動きもありますもので、私どもとしては国なり他都市の動向なり、その部分を見極めまして、私どもも申請の手続の分についてはきちんと規則には書いてあるのですが、減免の範囲とか生活困難度、認定基準の部分などはないもので、その辺を含めて国の動向を見ながら対応していきたいと考えてございます。

中島委員

そのモデル事業ですけれども、お聞きしましたら、北海道では 1 市だけ、函館市で市立病院を対象にしてモデル事業としてやるということをお聞きしました。このモデル事業を行うに当たって、減免基準というものが一定示されていると思うのですが、このときにはどういう基準になっていますか。

医療保険部次長

まだ、私どもが、知り得る範囲内の中では、一部負担金減免の期間は治療期間を考慮して 1 か月単位の更新性で 3 か月までを標準とすると、長期に及ぶ場合は市町村とか、世帯の状況等を留意して必要に応じて適切な福祉施策の利用とか生活保護の相談が可能となるように関係部署との連携を図るとか、そのように一部負担金についてはモデル事業を実施するという情報を得ております。

中島委員

私がちょっと聞いたところによりますと、函館市では市立病院が未収金を抱えている問題に対して、保険者としての徴収も検討するという方向も含めたモデル事業なのですけれども、その病院にかかっていることと、あるいは災害や事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した世帯、収入が生活保護基準以下でかつ預貯金が生活保護基準の 3 か月以下である世帯、この三つすべてに該当する世帯というようなことを出しているのです。これがいかにどうかはモデル事業を実施して検証するわけですけれども、でも、ここに具体的に災害や事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した世帯と書いてある。せめてこれぐらい親切に書いていただかないと、今のインターネットと私たちの国保の書き方では、災害などしか書いてないわけですから、不親切だと私は思います。せめてこの程度に該当するのではないかと、失業者がこんなに出ているときに該当するのではないかと思えるような記述に変更できないですか。

（医療保険）国保年金課長

今の周知の方法としては、委員もおっしゃったとおり、私たちの国保という、これは保険料の納付書の発送時に全被保険者に対して同封しているものでございます。これにつきましては、既に今年度の納付書の発送が済んでおりますので、来年度以降については十分その辺は考慮したいと思います。また、市のホームページにつきましても、私たちの国保と同様の書き方にはなっておりますので、その辺は若干わかりやすいような表現に変えていきたいと思っております。

中島委員

もう一つは、やはり実際窓口一部負担金の減免というのは、病院にかかって、支払をするときに一番相談になるということが多いわけですから、ぜひ病院窓口での対応を強めてほしいとお願いいたしましたが、現在、小樽市の両市立病院でこのような窓口一部負担金の減免について、これまで説明をしていった経過があるのでしょうか。

（樽病）事務室主幹

今の問題につきましては、病院の窓口で説明したと聞いてはございません。

（医療センター）事務室次長

医療センターも同様でございます。

中島委員

本市の市立病院の窓口でこのような制度を患者の医療相談のときに説明していないのが現状なのです。この制度をきちんと活用できるようにすることが当面の課題だと思いますし、基準はなくても適用はできるわけですから、この制度があることを知らせてほしいということで、この間、市長の御答弁では病院に再通知、再連絡という形で、何とかしますというお話をしておりましたけれども、これは具体的にどのようにする予定でしょうか。文書を流すとか、あるいは張り紙をすとか、どんな形になるのでしょうか。

医療保険部長

一般質問の再質問で私のほうから答弁申し上げましたけれども、来年度から実施されると思われる窓口一部負担金の減免あるいはその統一基準が示されたときに、そのことをこれは市立病院だけではなくて、ほかの市内の医療機関にもお知らせをして、先ほど申し上げましたような一つの事例だけでは判断できませんので、それが窓口で皆さんに周知されるような方法を考えたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思えます。

中島委員

ぜひ、それはお願いしたいのですけれども、それではこの厚生労働省の最終的なモデル事業が終わって方針が出るまでは、何の手だてもしないということに聞こえますけれども、その辺についてはどうですか。

医療保険部長

これは国の統一した基準が出てから進めたいと思っております。

中島委員

基準が出るのはそれは結構ですけれども、現在の国民健康保険法第 44 条においても減免をすることができるという規定があるので、その制度があることをきちんと知らせるといことは、今、指摘された段階ですぐやるべきだと思います。

医療保険部長

その件につきまして、皆さんにあまねく周知する部分については、もう納付書等の添付文書については送付済みでございますので、例えば私どもの窓口に来たときに、これも本会議でも答弁を申し上げておりますけれども、例えば高額療養費の先ほどお話がありました 3 万 5,000 円幾らという額の説明だけで、それ以上払わなくてもいいのだと納得して帰られる方もいるようですので、その部分で一部負担金の減免というものもありますという説明ができるように、私どもの窓口で再通知をしたいということでございます。

中島委員

ちょっとどこに通知するのかよくわからないのですけれども、少なくとも小樽の市立病院と医療センター、市の国民健康保険窓口などにはそういう制度があるということをお知らせできるようにしていただくと、このように考えてよろしいですか。

医療保険部長

細かい基準等のことについては、本年はできませんけれども、そういう制度があり、そして、それは小樽市で実施をしていないことはないということをお伝えしたいと思います。

中島委員

何か否定的に聞こえます。こういう制度があるということをお知らせするという点では、確認させていただきましたので、ぜひしっかりと表示していただきたい。そういうふうになったときに、両病院の医療相談、事務窓口においてはこの制度について詳細はなかなか難しいですけれども、制度があるということをお知らせしきちんと患者の相談に乗るということをお知らせしたいと思えますが、やはり窓口でそういうお知らせなどあったほうがいいのではないで

しょうか。

（樽病）事務室主幹

そういう医療費のさまざまな相談を受ける場合に、我々としましては、今ある制度をいろいろ紹介しておりますので、この件につきましても、いろいろ事情を聞きながら、こういうこともあるというような説明はしていかなければならないと考えております。

（医療センター）事務室次長

医療センターも同様に、それらの要請があれば、その趣旨に基づきまして周知などを図っていきたいと思っております。

中島委員

とにかくこの制度を活用していないのですから、どれだけ適用される人がいるかやどのような場合に適用されるかというのがわかっていないのです。そういう点でぜひ制度の活用を開始して、件数を上げて、また議論していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

後期高齢者医療制度の短期保険証発行について

次、後期高齢者医療制度の短期保険証発行についてお聞きします。

75 歳以上の高齢者を別立ての保険に入れて、既に 1 年が経過して、今回保険料滞納者に対して 8 月 1 日付けで 6 か月間有効の短期保険証を発行しております。短期保険証の発行までの経過、それと 6 か月しか効かない保険証を発行した理由、6 か月後の動向について説明してください。

（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、短期保険証発行までのスケジュール的なものですが、6 月 8 日に広域連合のほうで今おっしゃいました対象者となる 3 か月以上滞納されている方を抽出してリストをつくって各市町村へ送られてきております。6 月 18 日に市町村のほうでそのリストの中から短期保険証を交付する予告書の交付対象者、これを抽出しまして、広域連合へ再度送り返しております。約 1 か月後、7 月 13 日に交付予告書を各滞納者へ送付しまして、その後本人からの申出に基づいて納付相談等を実施し、実際に短期保険証を交付しなければならない対象者を絞り込みまして、翌 7 月 14 日から短期保険証を原則窓口で交付するというような流れとなっております。

次に、短期保険証は本来であれば、法律に基づいて資格証明書ということで、原則 1 年以上の滞納がある方については、資格証明書を交付する規定になっております。それに基づきまして、各 47 都道府県の広域連合は、それぞれ交付要綱で、原則的な枠組みを決めまして、さらに細かい運用基準ということで取扱いをつくって、それに基づいて資格証明書を交付する予定でした。しかし、全国の都道府県の広域連合事務局長の会議の中で、国のほうで全国的な統一指針を示してもらわなければ、なかなかそれぞれの広域連合独自に運用を取り決めるのは困難だということがありまして、国のほうで 5 月に統一的な指針を各広域連合のほうへ流しました。しかし、そのときには今のスケジュールのとおり、6 月 8 日から既に短期保険証交付のスケジュールが迫っていたものですから、8 月 1 日から新しい保険証の有効期間が始まるわけですが、今回に限って資格証明書の対象者については、短期保険証を交付する事務取扱とするということが北海道広域連合で決められまして、今般、資格証明書、短期保険証のいずれの対象者についても来年 2 月までの 6 か月間の短期保険証が交付されるといった流れになっております。

今後のことについてですが、次回来年 2 月 1 日における短期保険証の交付時点では、資格証明書を交付するかどうかという判断をしなければなりませんけれども、その判断には今後規定される資格証明書の運用基準に基づいて判断が行われる見込みとなっております。

中島委員

全道 35 市全体で 75 歳以上の被保険者数が何人になるのか。そのうち短期保険証が発行された総数は何件なのかをお答えください。

（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道内 35 市の被保険者の総数ですけれども、8 月末時点で 48 万 1,014 人、また短期保険証の交付数は 8 月 1 日時点で 632 件というふうになっております。

中島委員

小樽市の発行件数と発行率というのでしょうか、被保険者に対する短期保険証を出した率というのでしょうか、その 35 市全体の平均と小樽市の場合の発行件数と発行率を出してください。

（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

最初に、小樽市の被保険者総数ですけれども、8 月末時点で 2 万 695 人、短期保険証の交付数は 8 月 1 日時点で 81 件、それから交付割合ですけれども、道内 35 市の交付割合は 0.13 パーセント、小樽市の短期保険証の交付割合は 0.39 パーセントとなっています。

中島委員

続けてお聞きしますけれども、全道 35 市の一番上位、発行件数の多い市と、一番下の発行数、それを教えてください。

（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

同様に 8 月 1 日の保険証更新時点での短期保険証の発行件数が一番多いのは本市の 81 件、一番少ないところは土別市の 2 件、ちなみに交付数ゼロが 6 市となっております。

中島委員

今のお答えで、全道で小樽が一番多く本来なら資格証明書を発行するところ、発行基準が決まらないために 6 か月の短期保険証になりましたが、一番多く発行しているということで大変私もショックでした。この 81 件の短期保険証を発行するまでの間に、滞納者に対する働きかけをして、保険料をどうやって納めるか、あるいは納めるめどがついたり、滞納した経過について最終的にこの方々の状態がどういうことだったのかということについてもお調べいただいたと思いますけれども、その経過についてお聞かせください。

（医療保険）保険収納課長

このような短期保険証の対象者の現在の状況でございますけれども、最終的な発行の件数 79 件と押さえておりまして、その内訳で申し上げます。完納された方が 18 件、分納中の方が 10 件、それから交渉継続、ちょっと進展のない方が 23 件、その他具体的には御本人が亡くなった、あるいは生活保護の受給になった、あるいは郵便物が戻ってきて、要は行方不明という方が 3 件ございます。あと残りの居所不明の方が 25 件で、合わせて 79 件という内訳でございます。

中島委員

そういうお話を聞きますと、一体どれだけの方とちゃんと向き合って、保険料の滞納に対する今後の対策を話し合うことができたのかということに問題があると思うのですが、どんな形にしる、御本人に直接話をして、滞納についての話し合いができた方は何人いるのですか。

（医療保険）保険収納課長

居所不明を除きまして、54 件のうち接触できた方は 43 件ほどございました。したがって、接触できなかった方は 11 件ほどございますけれども、この辺につきましては、郵便物は届くのですけれども、実際にこのお宅を伺いますと、常時不在でお会いできない。言ってみれば、御本人がちょっと行方不明ということで、先ほど申しました居所不明に準ずるような状況ということでございます。

中島委員

この接触できなかった 11 件を悪質滞納者として保険証発行の対象ではないと判断することについては、私はいろいろと意見があるところですが、これについてはこれだけの問題ではない、国保の問題もありますので、引

き続き議論していかなければならない中身だと思いますが、ただ今回、小樽が一番多く出している。高齢者が一番多いわけではないのですよね。人口が小樽より多いところがたくさんあるのです。札幌、函館、旭川、釧路、苫小牧、高齢化率が高いところもっとあります。しかし小樽が一番たくさん短期保険証を発行したのです。これについては、私は非常に考えるところがありますが、ほかにも全く発行していない市が 6 市あると言いました。北見、苫小牧、江別、三笠、千歳、歌志内、これは実際に 6 月 8 日時点で滞納者が全くなかったかと言ったら、そうではないのですね。滞納者はいるのです。国保の職員が大変優秀で、すべての皆さんに訪問して納付計画をきちんと立てて、短期保険証とならなくていいというふうになった人方なのかといたら、そうでもなかったそうです。これは医療の必要な高齢者に保険証を渡さないという方針は持てないという、そういう議論が培ってきたというお話を聞いております。そういう点で、今は保険証を発行しています。しかし、6 か月後はこの保険証が資格証明書に変わるという可能性もあるわけです。これは自治体のやはり市長の判断と考え方が問われるところだと思うのです。市長についてはこの全道で一番短期保険証をいっぱい発行したと、75 歳以上の高齢者のところに。この問題についてはどのようにお考えなのでしょう。

市長

短期保険証の交付事務の対応についてですが、これは広域連合から市に指導がありまして、広域連合では 6 月だと思いますけれども、事務方に聞きましたら通知が来ていまして、収納対策を効果的、効率的に行うために被保険者との納付相談の機会を増やすことが重要であるから、その指示にかんがみて、短期保険証を可能な限り活用して保険料収納の確保に努めていただきたいと、こういう通知をいただきまして、私どもとしてはそれに基づいて努力をしているところでございます。

今お話があったように、広域連合の構成員たる市町村が独自の判断で滞納があっても短期保険証ではなくて、保険証を出すということは一体各市町村がばらばらでいいのかという問題があると思います。それで、こうした事例について私も広域連合のほうに確認をしましたが、ゼロという都市もあります。こういったところについては、広域連合の判断としては、一応全員が納付相談に応じたと言っていますので、そのことは一応信用しますけれども、数字のとおり方でいろいろあるかという思いはします。したがって、きちんとこうした問題については統一した基準の中で、広域連合でやっているわけですから、あそこのまちはよくて、こちらは扱いが違うというのはやはりまずいですから、広域連合に対してきちんと一定のものに基づいて、統一的にやるべきというふうに思います。

中島委員

市長の御意見はわかりましたけれども、しかし高齢化率が 3 割を超えた小樽市の市長として、医療を受けている高齢者に保険証が当たらなくなるという可能性がある今のこの基準づくりの段階で、それはやむを得ないと考えるか、そういう方向は改めてほしいという意見を持つのか、ここが問われるところなのです。私は今回資格証明書の問題では、市長といろいろとやりとりをしまして、本年の 4 月から国のレベルでも国民健康保険料の滞納者の世帯で小学校、中学校の子供にはとにかく保険証を出すということが決まりました。市長は昨年 12 月にこの問題については 1 月から早めてやると決断をされました。今回、インフルエンザの問題でも、資格証明書や短期保険証を発行して窓口にとめ置いている分についても、医療にかかれない状況を改善するために、3 か月間の短期保険証を発行するというのを市長の判断でやっているのです。私はそのことを発信する自治体の責任者がたくさん増えることが、国の制度そのものも点検していく中身になると思うのです。そういう立場で、不名誉なこの全道一の短期証発行という状況については改善、検討していただきたいと求めているのですが、いかがでしょうか。

市長

国の基準ですけれども、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものは出しませんと言っているのです。ですから、事情によっては当然保険証を出す人もいますし、短期保険証を出す人もいます。ですから、そのあたりがきちんと接触して、よく事情を聞いて、対応すべきだと思います。国保とこの後期高齢の違いは、国

保は私の判断でできますけれども、後期高齢は広域連合ですから、180 市町村が加盟して、その中でみなばらばらならやはり問題になるかと思しますので、それはいいほうに統一されるのはいいことですが、片一方はいいことをやって、片一方は厳しいことをやっているというのでは、やはり問題ですから、これはきちんと統一してやるべきだと思います。

中島委員

そういうことになると、先ほど保険収納課長が報告した 79 件の内訳のうち、11 件が会えていない。住所不明が 25 件、悪質かどうかよくわからないけれども、全部これは対象になっているのです。渡せないといっても、これは悪質ではないのです。悪質かどうか、どうやって判断するのですか。渡せないものも基準では対象になっていますか。こういう考え方についてももっと議論していかなければならない中身なのです。そういう点で引き続きこの問題については、6 か月後がどういうふうになっているかが問題になるわけですから、医療を保障するという基本的な問題の立場で正しくない制度は変えていただくと。少なくとも後期高齢者医療制度については、新政権も廃止するということを打ち出しているわけです。どういう動向になるかわかりません。そういう点で本来あるべきでない制度をつくってきた自民党、公明党政権の責任において、きちんとなくしていく立場で私も質問を続けていきたいと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。